

第3期男鹿市 子ども・子育て支援事業計画



子育てするなら

ここ男鹿で！

令和7年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景 1
2. 計画の根拠と位置づけ 2
3. 計画期間 2
4. 計画の策定体制 3

第2章 男鹿市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況 5
2. 少子化の動向 14
3. ニーズ調査結果 19
4. 各統計・ニーズ調査からみた家庭・地域・社会の状況 29
5. 計画期間中の人口の推計 30

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念 32
2. 基本目標 32
3. 基本体系 34

第4章 施策の展開

- 基本目標1 教育・保育の確保と充実 35
- 基本目標2 地域の子育て支援の充実 37
- 基本目標3 こどもの居場所・活動の充実 39
- 基本目標4 こどもの育ちと子育ての切れ間ない支援の充実 42

第5章 量の見込み及び確保の内容

1. 幼児期の教育・保育事業 48
2. 地域子ども・子育て支援事業 51
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制 59
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 59
5. 「放課後児童対策パッケージ」に基づく行動計画 60
6. その他の事項 62

第6章 計画の推進及び点検評価

1. 計画の推進 63
2. 計画の点検評価 63

第 1 章

計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化や核家族化が進み、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の潜在化など、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子ども達の育ちに様々な影響が指摘されています。

このような課題に対応するため、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月からは「子ども・子育て新制度」をスタートさせ、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的な確保と拡大、地域の子ども・子育て支援の充実のための各種施策が進められています。

また、令和5年4月には、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども基本法に基づき政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と「こども未来戦略」を閣議決定しました。

男鹿市では、平成27年度に第1期、令和2年度に第2期の「男鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、入所児童数が減少している中でも、多様化する保育ニーズに柔軟に対応しながら、認定こども園の設置や小規模保育事業所、保育送迎ステーションの開設など施設整備を実施するとともに、子育て環境日本一を目指し、保育の質の向上や保育料の無償化、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための子育て支援サービスの拡充に努めてきました。

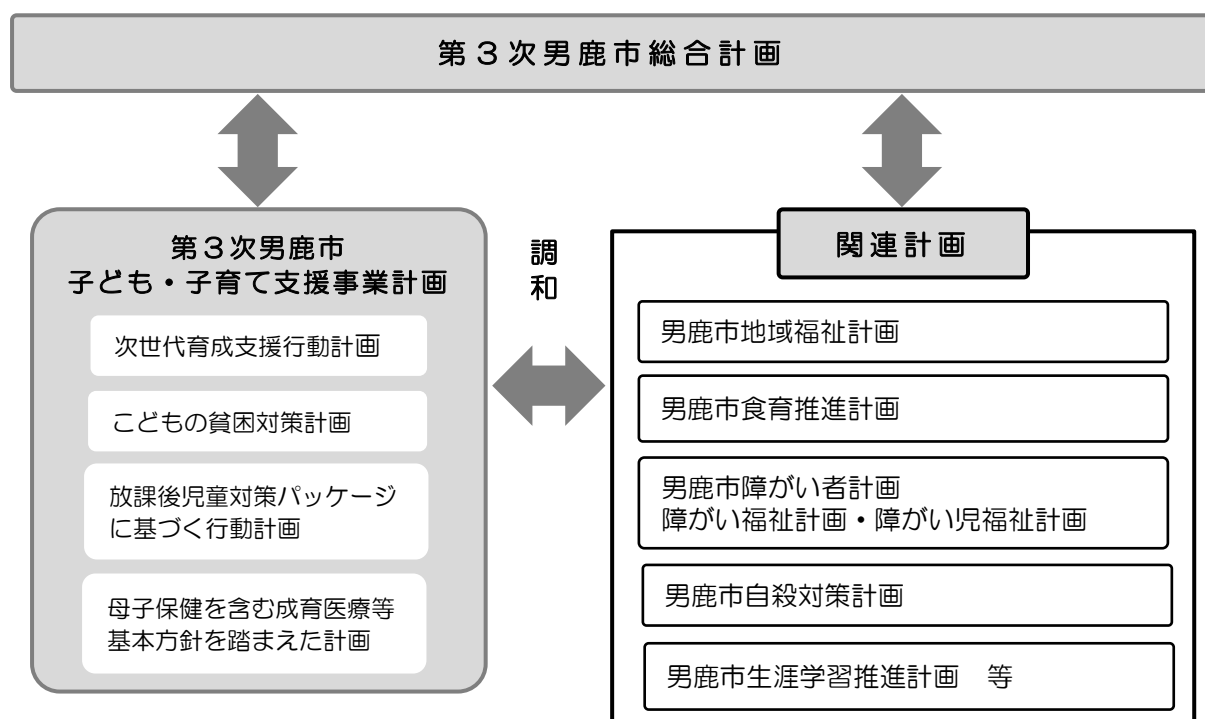
しかしながら、子育てに不安や孤立感を感じる家庭への支援やこどもの貧困問題など、近年浮き彫りとなっている問題について、その解決に向けた施策・支援方針を考えていく必要があります。

この度、第2期「男鹿市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終了することから、市民への子育て支援に関するニーズ調査を実施したうえで、男鹿市の現状と課題を分析し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期「男鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。加えて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「放課後対策パッケージ」に基づく「市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

また、上位計画である「男鹿市総合計画」の実現を目指した子ども・子育て支援に関する具体的計画であるため、他の関連計画との調和と整合性を図ります。



3 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとしており、第2期が令和2年度から令和6年度までとなっております。

本計画は第3期として、令和7年度から令和11年度までの計画となっております。計画内容については定期的に点検・評価等を実施し、見直しを行うこととしています。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画期間					第3期計画期間				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

この計画は、男鹿市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者や子ども・子育て関連事業従事者などで構成する「男鹿市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容等について審議しました。

●審議内容

時期	審議内容
令和5年 7月11日(火)	第3期子ども・子育て支援事業計画について説明
令和6年 7月18日(木)	アンケート結果について
令和6年10月29日(火)	計画(案)について
令和7年 2月27日(木)	パブリックコメントの結果、計画案(最終)について

●委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日(2年間)

区分	所属	氏名
保護者代表	船川保育園保護者会	岡住 郁美
	男鹿市PTA連合会副会長	泉 和人
事業主代表	男鹿市商工会専務理事	菅原 一
労働者代表	男鹿市職員労働組合執行委員長	船木 信彰
子育て支援事業者	社会福祉法人男鹿保育会評議員	片石 彩子
	男鹿市保育協議会会長	仲塚 鈴香
	男鹿市子育て健康課保健師	佐藤 万凜
学識経験者	子育てカフェ・にこりーフ代表	小玉 由紀

(2) 男鹿市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

この調査は、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、生活実態や子育てに関する意識、要望・意見などを把握し、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	305	135	44.3%
	小学生	500	179	35.8%
調査期間	令和6年5月14日～5月29日			
調査方法	二次元コードの配布によるインターネットでの調査			

(3) 男鹿市こどもの生活環境把握のためのアンケート調査

この調査は、子育てに関するニーズと生活実態を把握し、こどもの貧困に関する基礎資料を得ることを目的に、20歳未満の子どものいる母子及び父子家庭世帯を対象に実施しました。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	母子世帯	213	177	75.3%
	父子世帯	22		
調査期間	令和6年8月1日～8月31日			
調査方法	郵送配布、郵送回収または持参。			

(4) 男鹿市子ども・子育て意見交換会

子育てや子育て支援について、子育て中のお母さんやお父さんに気軽に意見交換していただき、ニーズ調査ではくみ取れない自由な意見を聴取することを目的に実施しました。

時 期	参加者数	内 容
令和6年5月27日(月)	6名	男鹿市の子育て支援等に関する意見交換 ・子どもの遊び場について ・イベント情報の発信等について ・子育て中の不安や悩みについて ほか
令和6年7月 8日(月)	5名	
令和6年8月23日(金)	3名	
令和6年9月25日(水)	6名	

(5) 男鹿市こども会議～みんなのおもいを知りたい～（こどもワークショップ）

子ども・子育て支援の主役である子どもたちが考える理想のまちとは、どのようなまちなのか、子どもたちの視点から検証し、必要に応じて本計画に反映させることを目的として実施しました。

【事業名】男鹿市子ども会リーダー養成講習会

【日 時】令和6年7月26日(金)

【場 所】船川北公民館

【参加者】市内小学校6年生 4名

項 目	内 容
人口について	人口を増やしたい、男鹿市をPRして全国で目立って移住者を増やしたい、ラグビー人口を増やしてヒーローズカップで強豪校に勝ちたい
公園等について	若美地区に公園がない、野石地区に遊具が欲しい、公園にブランコや大きな雲梯が欲しい
施設等について	野石地区の道路が狭い、ガタガタの道が多い

第2章

男鹿市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

第2章 男鹿市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

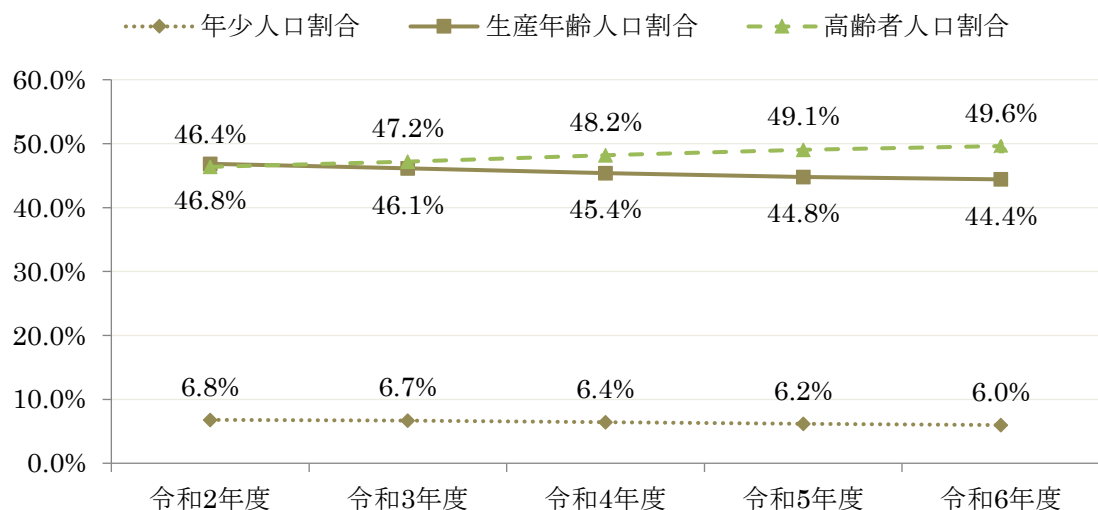
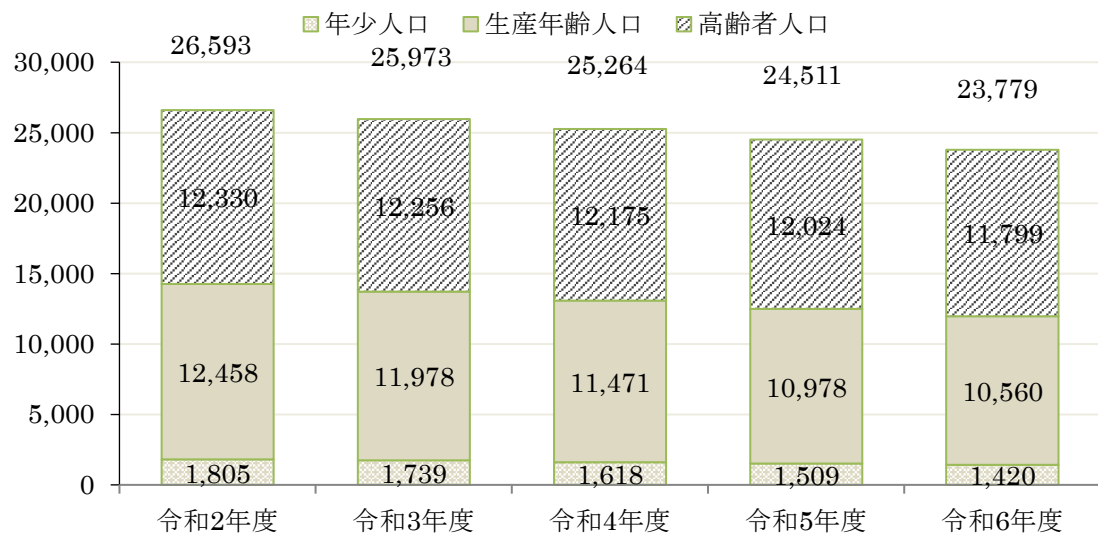
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口

総人口は、令和2年の26,593人から令和6年は23,779人と減少し、年少人口は令和6年に1,500人を下回っています。人口構成は、令和2年は生産年齢人口割合46.8%、高齢者人口割合46.4%とほぼ同程度でしたが、令和6年には生産年齢人口割合44.4%、高齢者人口割合49.6%となり、高齢者人口割合が人口構成の約半分をしめています。

【人口の推移（各年4月1日現在）】

(人)



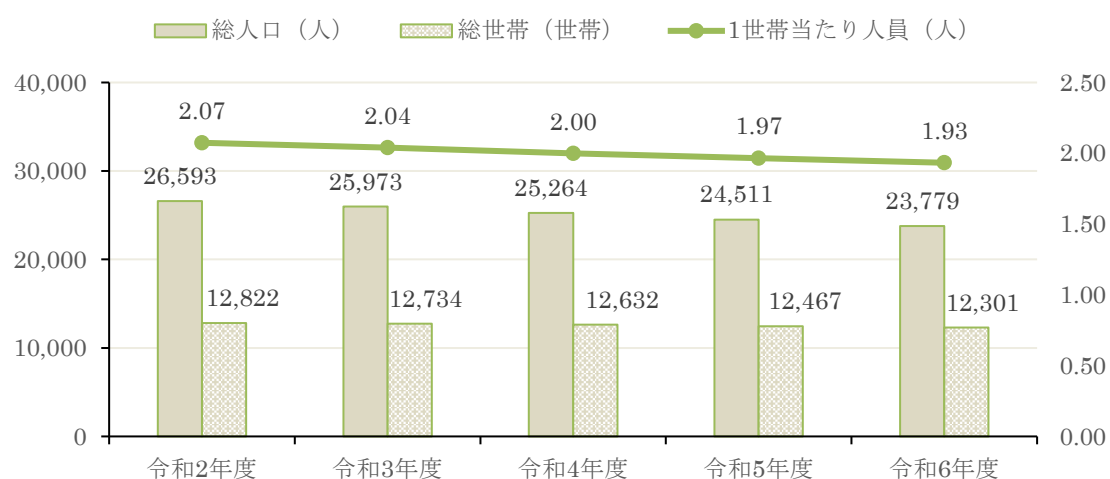
出典：住民基本台帳

(2) 世帯数・世帯構成

世帯数は、令和2年の12,822世帯から令和6年には12,301世帯に減少し、1世帯当たり人員も令和5年には2人を下回っています。

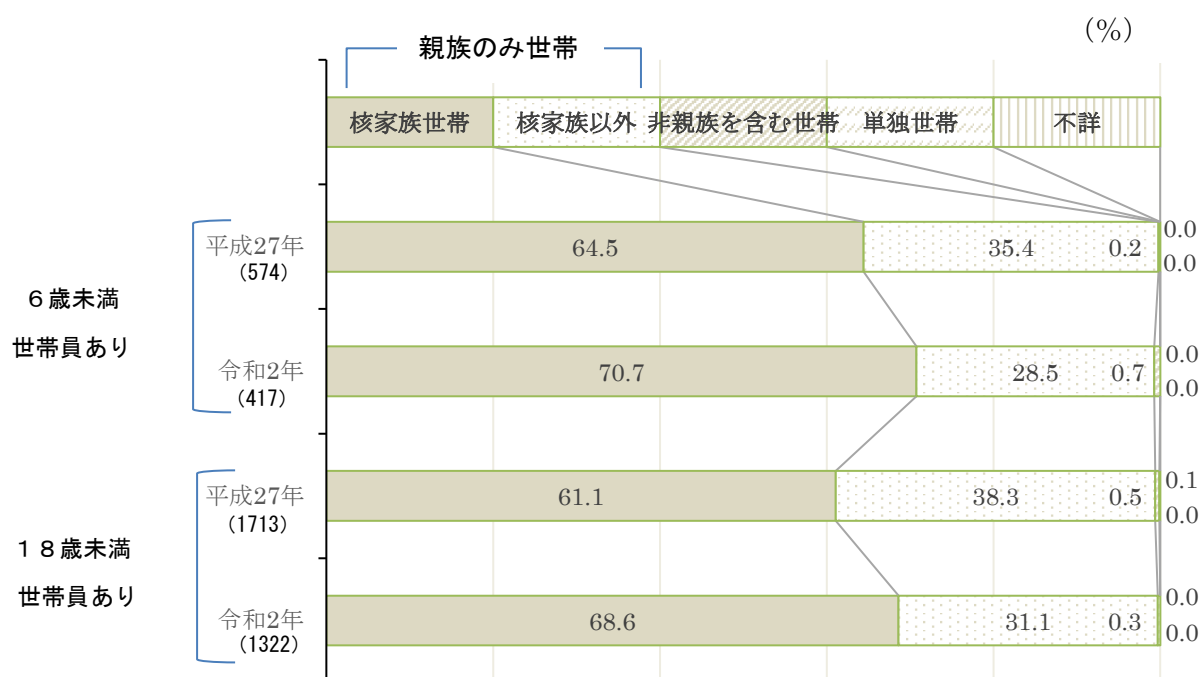
世帯構成は、令和2年と令和6年を比べると18歳未満の子どもがいる世帯では核家族世帯が61.1%から68.6%に増加し、核家族以外の世帯は38.3%から31.1%に減少しています。

【人口および世帯数（各年4月1日現在）】



出典：住民基本台帳

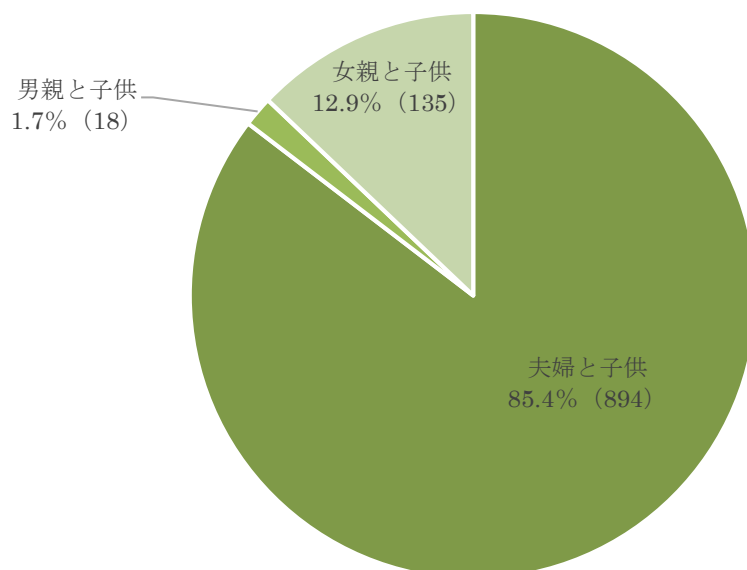
【6歳未満及び18歳未満世帯員のいる世帯数（各年10月1日現在）】



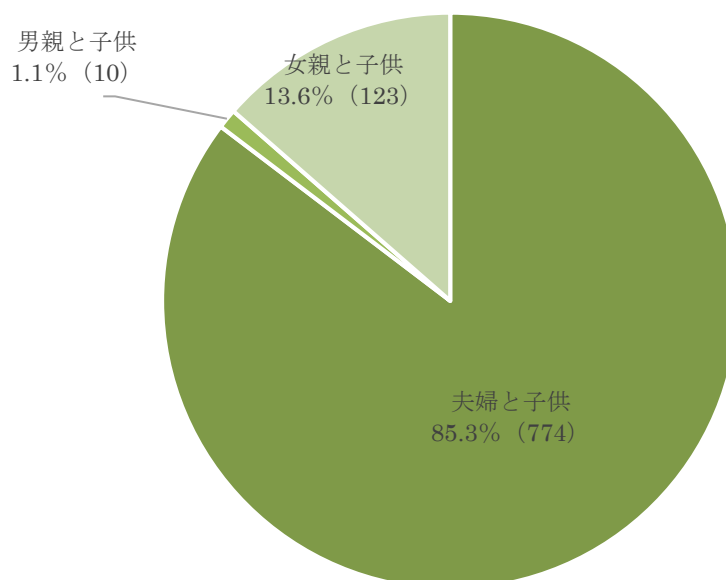
出典：国勢調査

【18歳未満世帯員のいる核家族世帯の構成比（各年10月1日現在）】

平成27年



令和2年

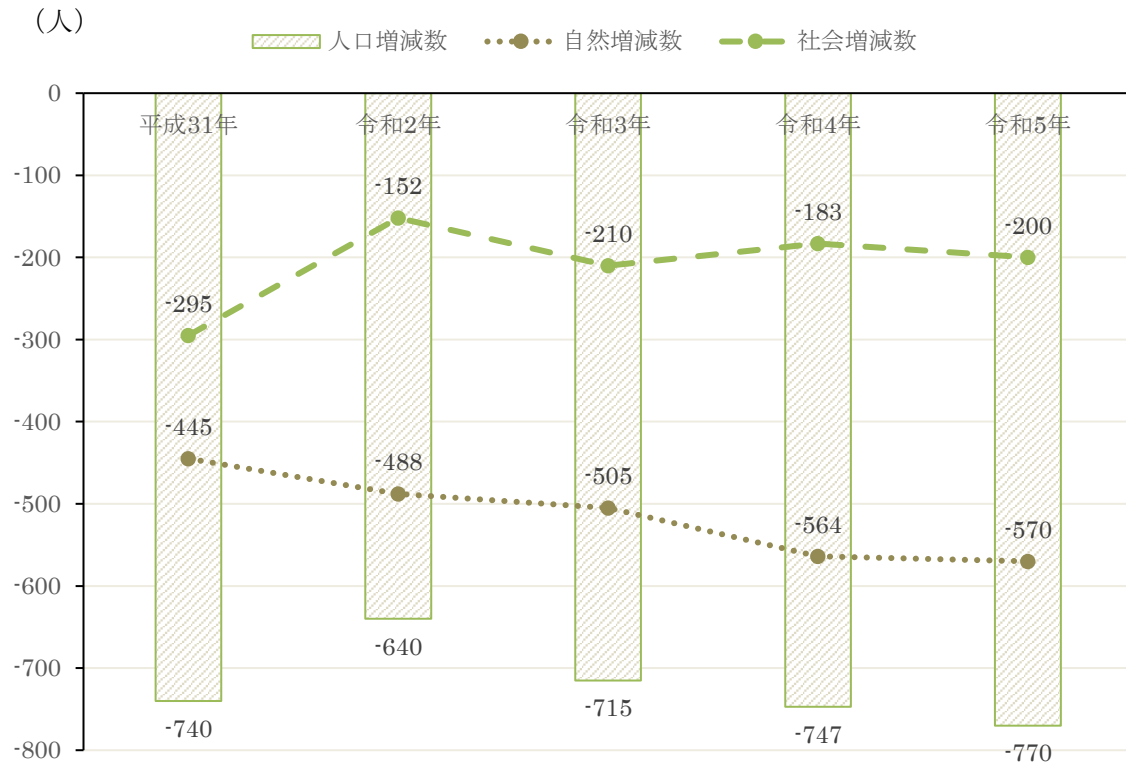


出典：国勢調査

(3) 人口動態

人口増減は、5年平均で年に722人減となっており、自然減が社会減を大きく上回って推移しています。

【人口動態（平成31年から令和5年の各年1月1日～12月31日）】



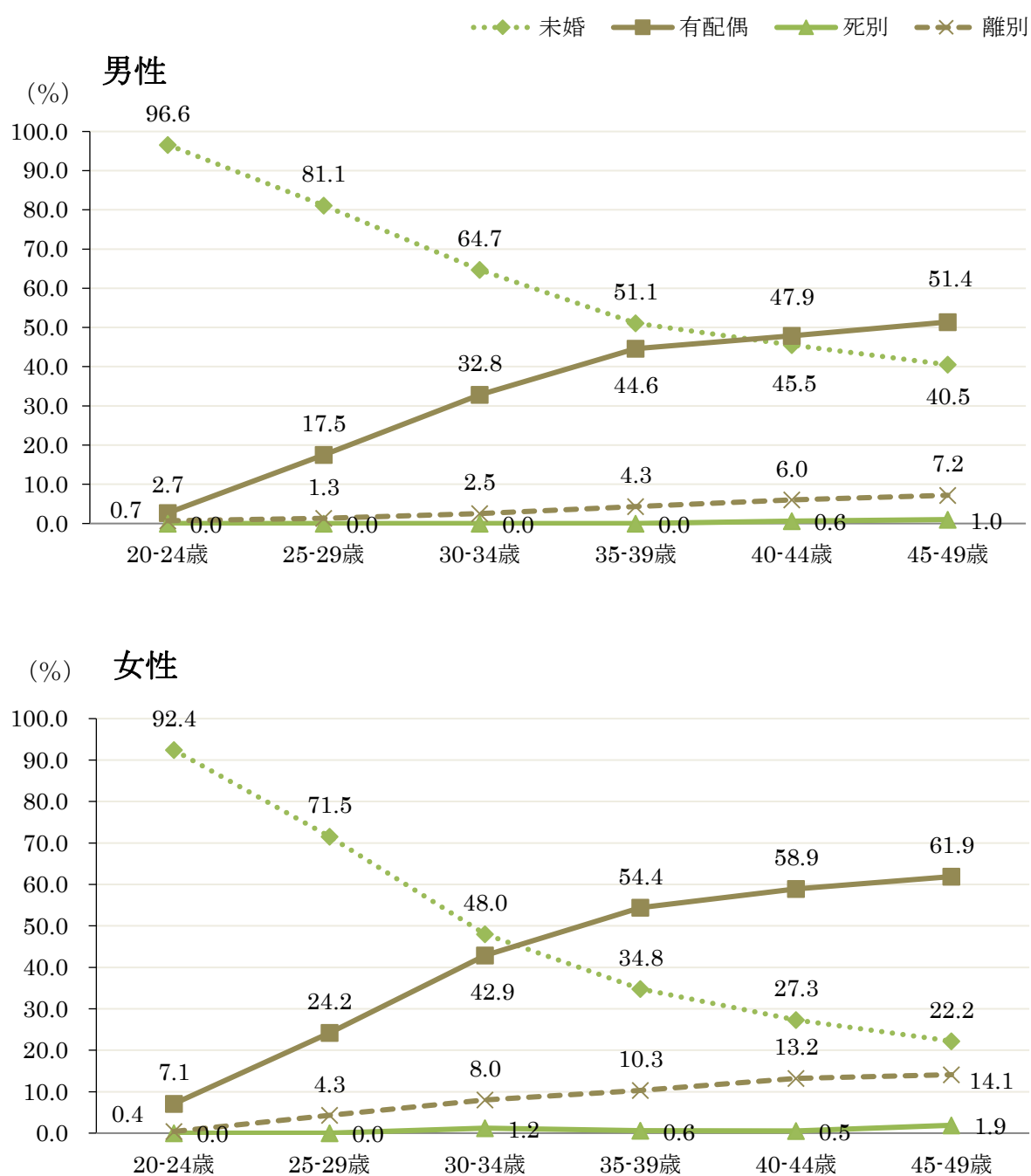
出典：総務省人口動態調査

(4) 有配偶状況

令和2年の婚姻状況は、男性が30代後半、女性は30代前半を境に未婚と有配偶の推移が逆転し、男性は40～44歳で未婚が45.5%、45～49歳で40.5%、女性の27.3%、22.2%より多くなっています。

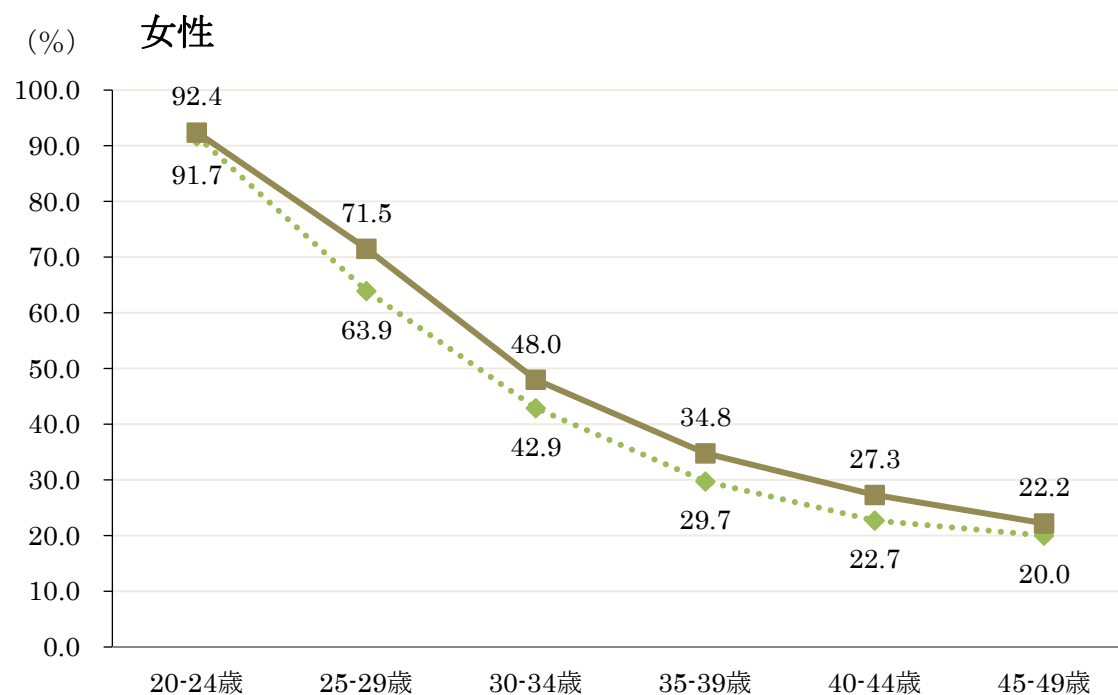
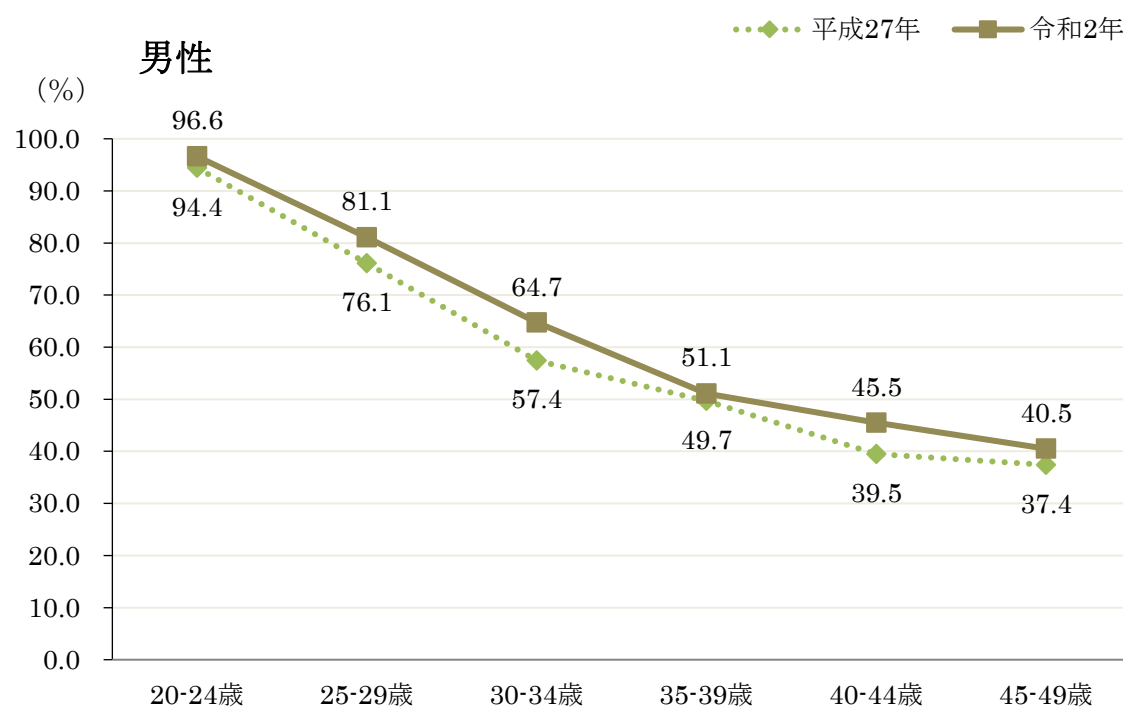
未婚率は、令和2年と平成27年を比較すると、男女ともに令和2年がやや高くなっています。

【男女5歳階級別配偶関係】



出典：令和2年国勢調査

【男女5歳階級別未婚率の推移】



出典：国勢調査

(5) 就業者数

就業者数は平成 27 年の 12,634 人から令和 2 年は 11,031 人に減少しています。

男女別でみると、第 1 次・第 2 次産業に比べ第 3 次産業は男女とも割合が高くなっており、平成 27 年、令和 2 年ともに女性が 70%を超えています。

【就業者数】

(上段：人、下段%)

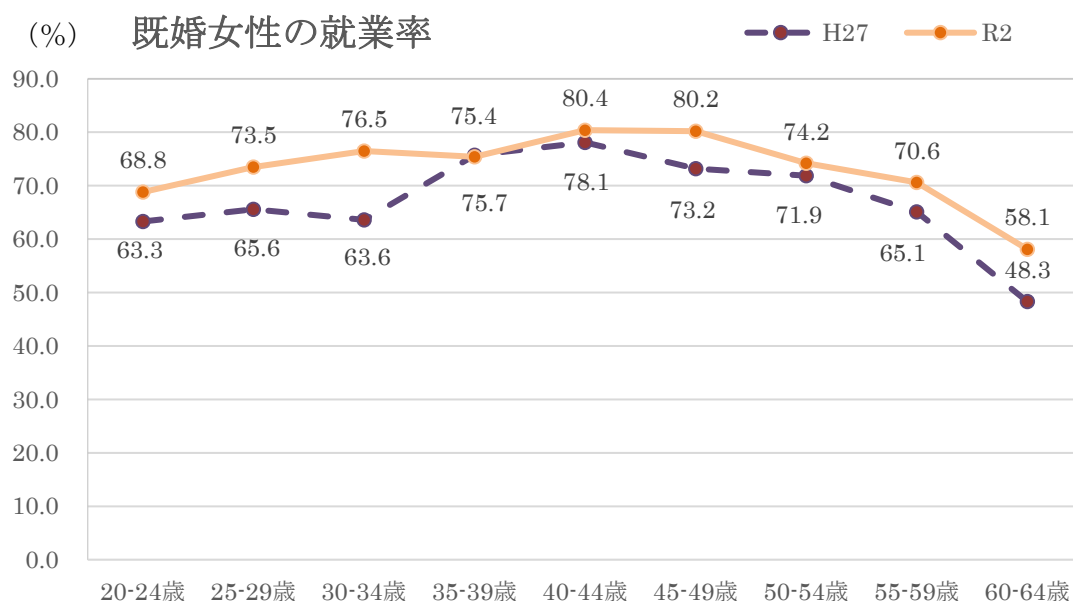
		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能の 産業	合計
平成 27 年	総数	1,720	2,900	7,877	137	12,634
		13.6	23.0	62.3	1.1	100.0
	男	1,093	2,316	3,719	80	7,208
		15.2	32.1	51.6	1.1	100.0
	女	627	584	4,158	57	5,426
		11.6	10.8	76.6	1.1	100.0
令和 2 年	総数	1,299	2,409	7,074	249	11,031
		11.8	21.8	64.1	2.3	100.0
	男	833	1,888	3,263	158	6,142
		13.6	30.7	53.1	2.6	100.0
	女	466	521	3,811	91	4,889
		9.5	10.7	78.0	1.9	100.0

出典：国勢調査

(6) 就業率

既婚女性の就業率は、35-39 歳を除く各年代で令和 2 年が平成 27 年を上回っています。なかでも、40-44 歳、45-49 歳では、既婚女性の就業率は 80%を上回っています。

また、平成 27 年は、30-34 歳で就業率がいったん減少し 63.6%となっていますが、令和 2 年では、その減少傾向は緩やかになり、35-39 歳で 75.4%となっています。



※国勢調査における数値を用いた算出値（就業者数/各年齢における人口×100 (%)）

(7) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和元年以降 50 件前後で推移しています。

離婚件数は、年によって増減があるものの、増加傾向となっています。

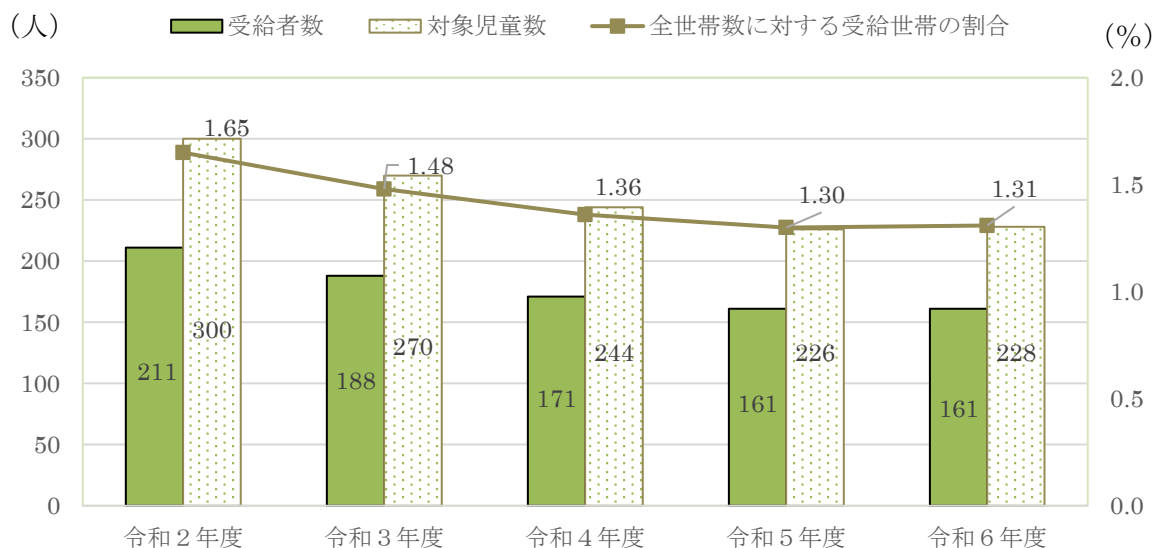
(件)	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
婚姻数	57	49	46	50
離婚数	18	27	16	33

出典：秋田県衛生統計年鑑

(8) 児童扶養手当受給者の状況

令和2年度と6年度を比較すると、受給者数で50人の減、受給割合で0.34%の減と減少傾向にあります。

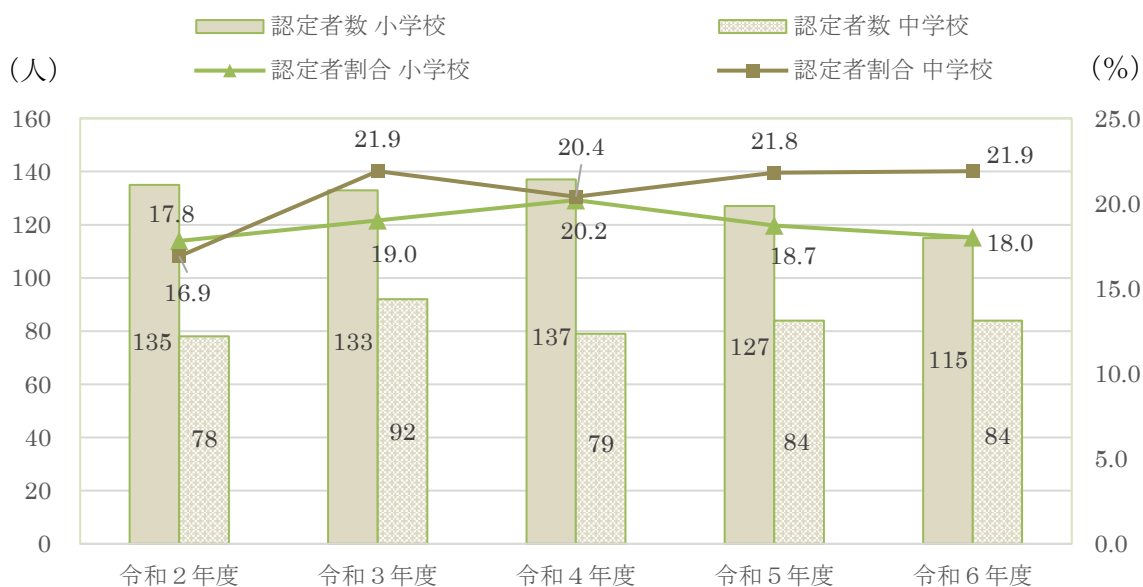
【児童扶養手当受給者の状況（各年度10月末日時点）】



(9) 就学援助認定の状況

就学援助認定者数は、児童数の減少に伴い減少傾向だが、その割合は、小学校・中学校ともにやや横ばい傾向です。

【就学援助認定の状況（各年度3月末日時点）】



2 少子化の動向

(1) 年少人口（14 歳以下）

各年齢の年少児童人口をみると、0～5 歳児の合計が、令和2年の 567 人が令和6年は 392 人と、5年間で減少しており、0 歳児は令和6年には 48 人と 50 人を下回っています。0～14 歳全体でみると、令和2年の 1,805 人から令和6年の 1,420 人と5年間で 21.3%減少しています。

【年齢別年少人口の推移（各年4月1日現在）】

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0 歳	68	67	69	54	48
1 歳	74	78	64	67	59
2 歳	101	78	75	67	67
3 歳	103	105	78	74	67
4 歳	97	106	101	80	70
5 歳	124	94	100	98	81
0～5 歳 計	567	528	487	440	392
6 歳	98	125	94	99	96
7 歳	131	97	127	93	99
8 歳	139	131	96	120	93
9 歳	118	139	129	98	123
10 歳	139	119	140	128	98
11 歳	136	138	118	137	129
6～11 歳 計	761	749	704	675	638
12 歳	147	136	140	117	136
13 歳	177	149	138	142	114
14 歳	153	177	149	135	140
12～14 歳 計	477	462	427	394	390
合 計	1,805	1,739	1,618	1,509	1,420

出典：住民基本台帳

(2) 出生の状況

出生数は、平成 30 年の 74 人から令和 5 年は 54 人で、20 人減少しています。出生率及び合計特殊出生率は、全国及び秋田県の数値を下回る状況にあります。

【出生の状況】

年	男鹿市		秋田県	全国
	出生数（人）	出生率（％）	出生率（％）	出生率（％）
平成 30 年	74	2.8	5.2	7.4
令和元年	75	2.9	4.9	7.0
令和 2 年	68	2.7	4.7	6.8
令和 3 年	72	2.9	4.6	6.6
令和 4 年	52	2.2	4.3	6.3

出典：秋田県衛生統計年鑑、厚生労働省人口動態調査

【合計特殊出生率】

年	男鹿市	秋田県	全国
H20～H24	1.12	1.36	1.38
H25～H29	1.23	1.34	1.43
H30～R4	1.12	1.23	1.33

出典：人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計

※参考 各年度の合計特殊出生率

年	秋田県	全国
令和 2 年	1.24	1.33
令和 3 年	1.22	1.30
令和 4 年	1.18	1.26
令和 5 年	1.10	1.20

出典：秋田県衛生統計年鑑

(3) 教育・保育施設等の状況

① 認定こども園

認定こども園の通園児数は、保育認定は令和2年の72人から令和6年には60人まで減少しており、教育認定も令和2年は12人でしたが令和6年には3人まで減少しています。

【通園状況（各年4月1日現在）】

項 目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所） 船川保育園	1	1	1	1	1
定員（人） （うち教育認定）	150 (40)	150 (40)	150 (40)	150 (40)	150 (40)
利用児童数（人） （うち教育認定）	84 (12)	82 (9)	74 (7)	74 (3)	63 (3)

出典：子育て健康課

② 幼稚園

幼稚園の通園状況は、令和2年は53人でしたが、園児数の減少による若美幼稚園の閉園により、令和3年から40人台となりました。令和6年には34人と減少しています。

【通園状況（各年4月1日現在）】

項 目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	2	1	1	1	1
定員（人）	140	60	60	60	60
利用 児童数 （人）	若美幼稚園	12	—	—	—
	いづみ幼稚園	41	49	42	34
	合計	53	49	42	34

出典：子育て健康課

③ 保育所

保育園の通所状況は、全体で令和2年の314人から令和6年の231人と減少しています。2号認定は、令和2年は209人でしたが令和6年には138人まで減少しています。3号認定は、令和3年から100人台を切り、90人前後で推移しています

【通所状況（各年4月1日現在）】

項 目	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	—	6	6	6	6	6
定員（人）	2号	362	362	362	362	362
	3号	198	198	198	198	198
	合計	560	560	560	560	560
船越保育園	2号	102	87	93	75	73
	3号	53	51	45	39	59
	合計	155	138	138	114	132
脇本保育園	2号	46	44	35	36	31
	3号	20	23	21	22	16
	合計	66	67	56	58	47
五里合保育園	2号	7	8	9	5	4
	3号	4	2	2	3	1
	合計	11	10	11	8	5
北浦保育園	2号	12	8	7	6	7
	3号	6	4	3	4	3
	合計	18	12	10	10	10
若美南保育園	2号	35	39	30	25	20
	3号	19	13	14	12	11
	合計	54	52	44	37	31
玉ノ池保育園	2号	7	8	4	4	3
	3号	3	2	1	2	3
	合計	10	10	5	6	6
利用児童数 合計	2号	209	194	178	151	138
	3号	105	95	86	82	93
	合計	314	289	264	233	231

出典：子育て健康課

④ 事業所内保育事業

市内にある事業所内保育施設は1か所で、令和2年から令和6年まで10人前後で推移しています。

【通園状況（各年4月1日現在）】

項 目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	5	5	5	12	12
利用児童数（人）	6	8	11	9	9

出典：子育て健康課

（4）小学校・中学校の状況

① 小学校

小学校の学籍状況は、令和2年の756人から年々減少しており、令和6年は641人となっています。

【学籍状況（各年5月1日現在）】

（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	97	127	94	101	97
2年生	131	96	128	93	101
3年生	138	133	95	121	93
4年生	116	138	130	97	123
5年生	138	117	139	129	97
6年生	136	138	116	136	130
合計	756	749	702	677	641

出典：教育委員会

② 中学校

中学校の学籍状況は、小学校と同様減少傾向で、令和2年の462人から令和6年は383人となっています。

【学籍状況（各年5月1日現在）】

（人）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	145	136	138	113	131
2年生	171	146	137	138	114
3年生	146	171	146	135	138
合計	462	453	421	386	383

出典：教育委員会

③ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数は、222 人から 244 人の間で推移しています。

【利用者数（各年 5 月 1 日現在）】

（人）	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
船川	36	38	33	37	39
船越	100	95	86	101	85
脇本	44	42	48	46	42
北浦	15	20	18	18	14
五里合	0	5	3	1	3
払戸	16	14	9	12	18
美里	18	18	16	18	21
野石	11	9	9	11	—
合計	240	241	222	244	222

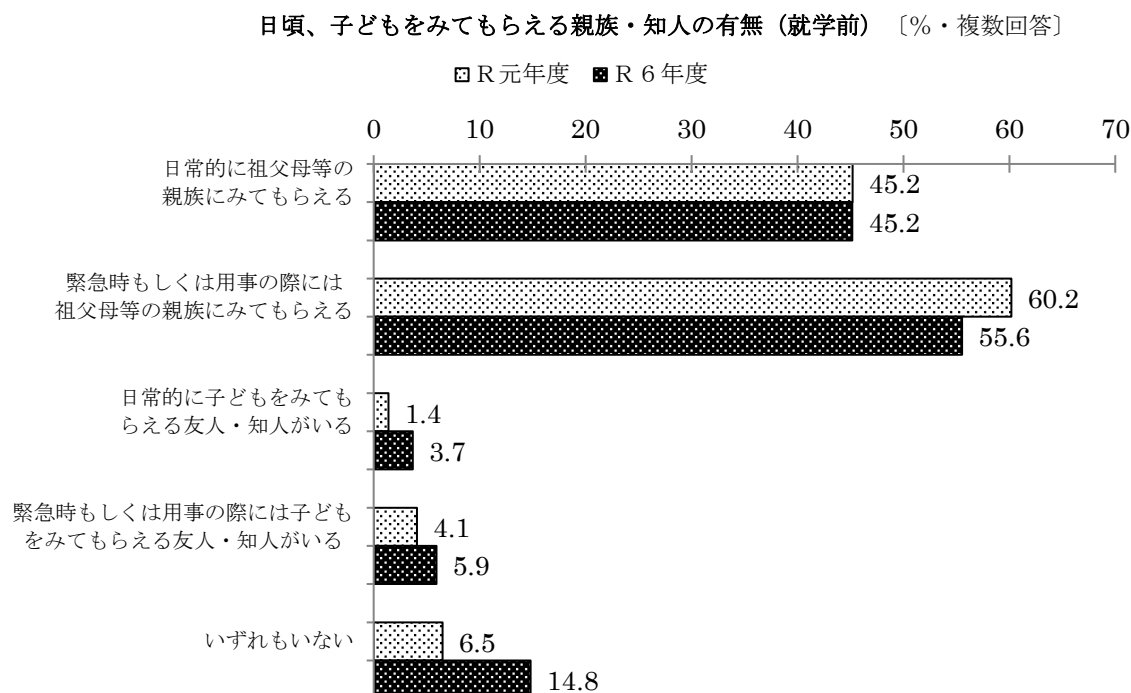
出典：子育て健康課

3 ニーズ調査結果

（1）子育て家庭の状況

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前）

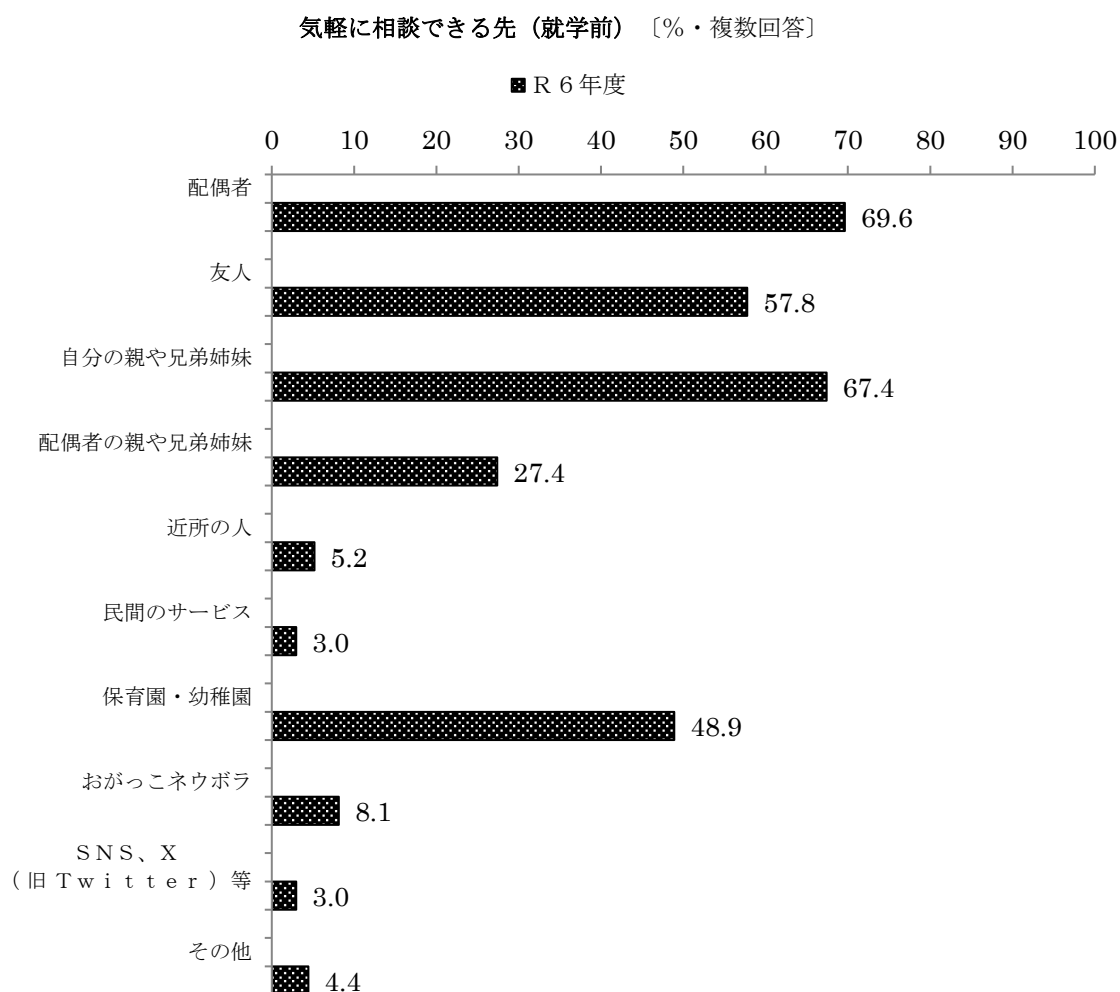
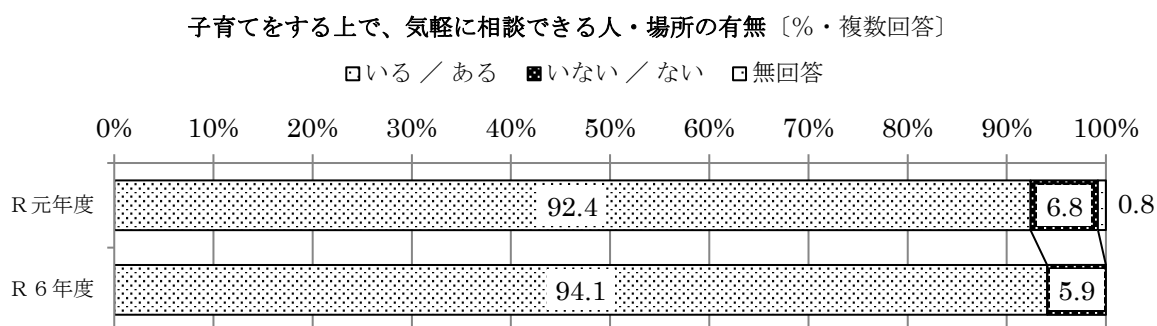
就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 55.6%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 45.2%で続いています。「いずれもない」の割合が前回調査と比較すると 8.3%増加しています。



② 子育て（教育）の相談先

就学前児童では、「いる／ある」が94.1%でほとんどを占め、前回調査より1.7%増加しています。

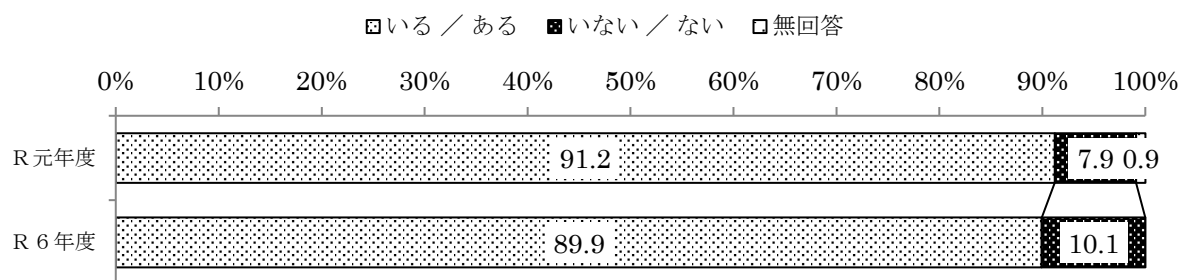
主な相談先は、「配偶者」が69.6%、「自分の親や兄弟姉妹」が67.4%と多く、「友人」が57.8%、「保育園・幼稚園」が48.9%、「配偶者の親や兄弟姉妹」が27.4%と続いています。



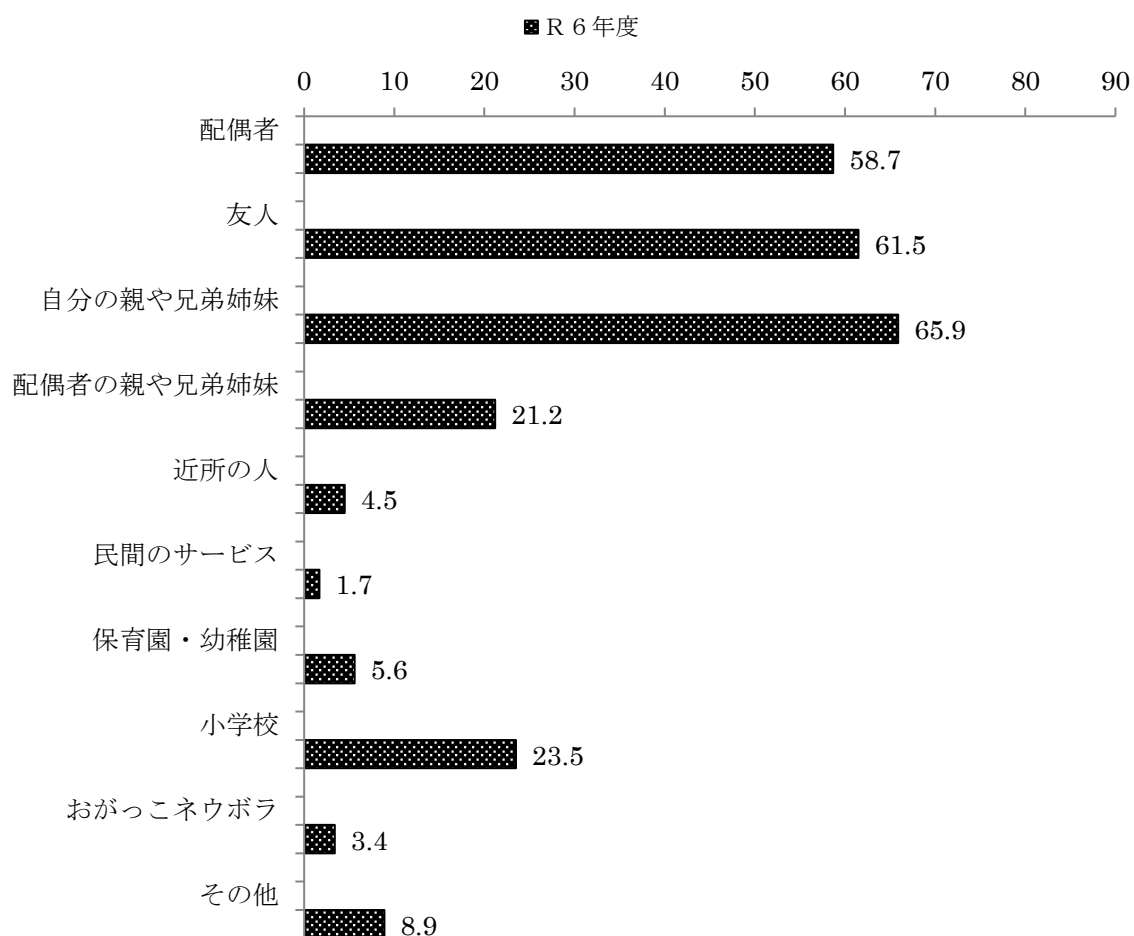
小学生では、「いる／ある」が89.9%で、前回調査より 1.3%減少しています。

主な相談先は、「自分の親や兄弟姉妹」が 65.9%、「友人」が 61.5%と多く、「配偶者」が 58.7%と続いています。

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無（小学生）〔%・複数回答〕



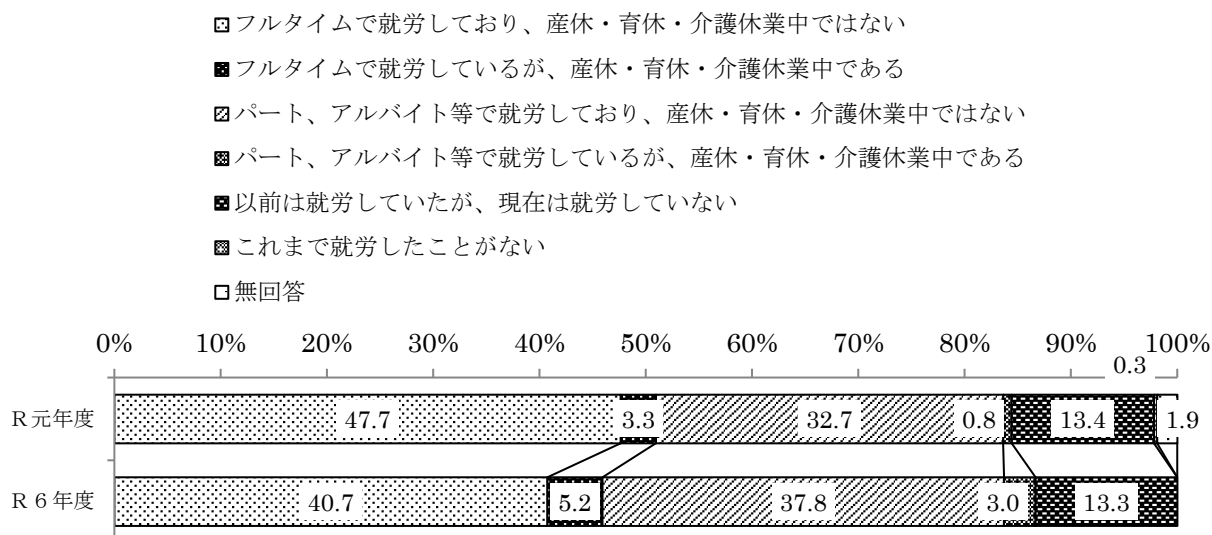
気軽に相談できる先（小学生）〔%・複数回答〕



③ 母親の就労状況について

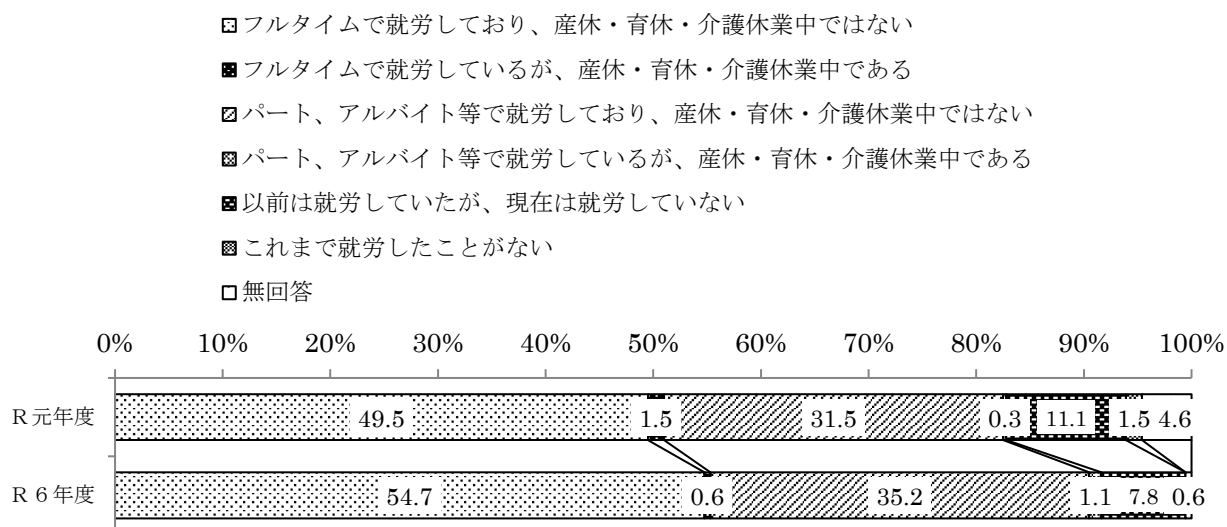
就学前児童では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.7%と最も多く、「パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.3%と続いています。

現在の就労状況 母親（就学前） [%]



小学生では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が54.7%と最も多く、「パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.8%と続いています。

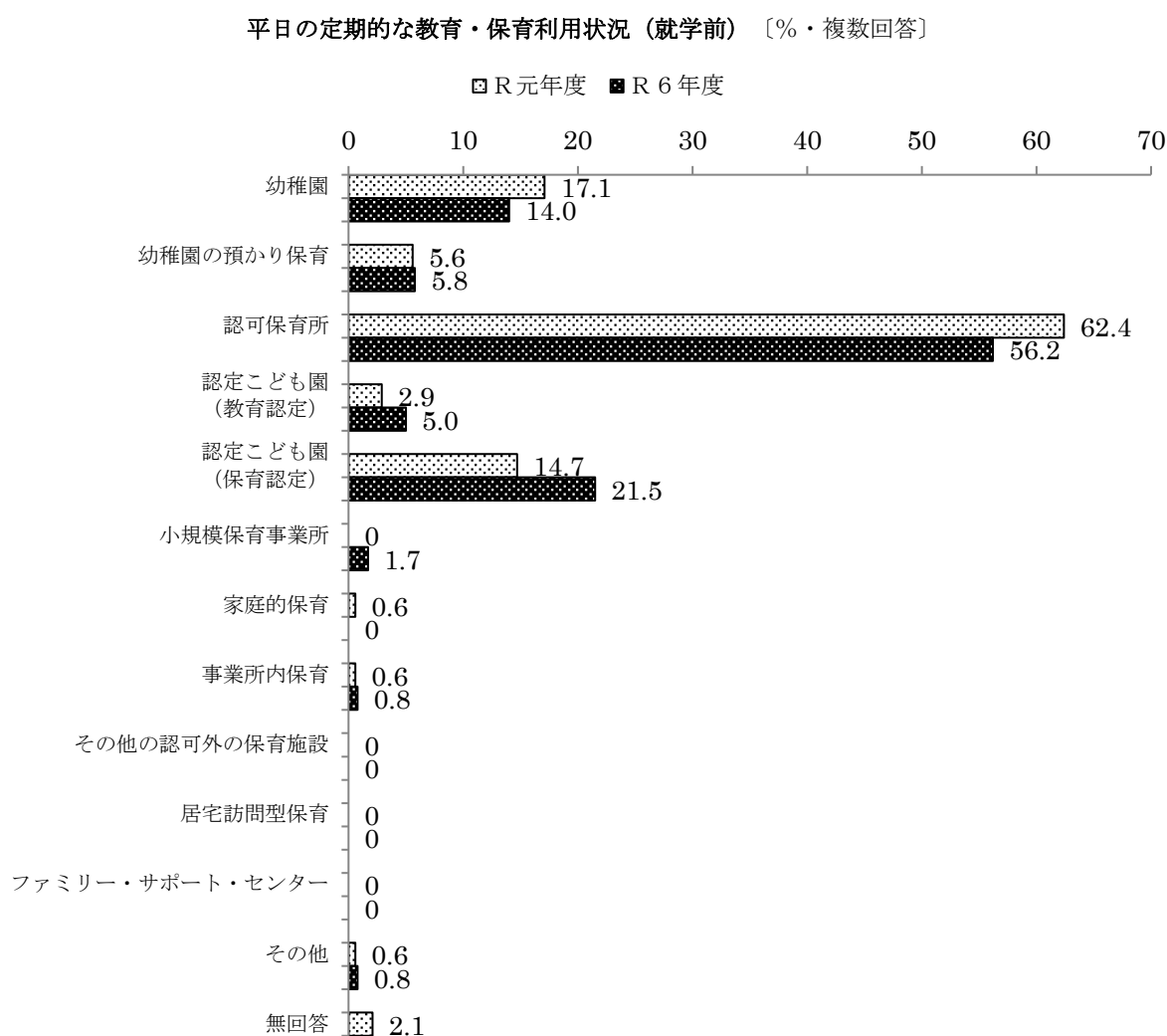
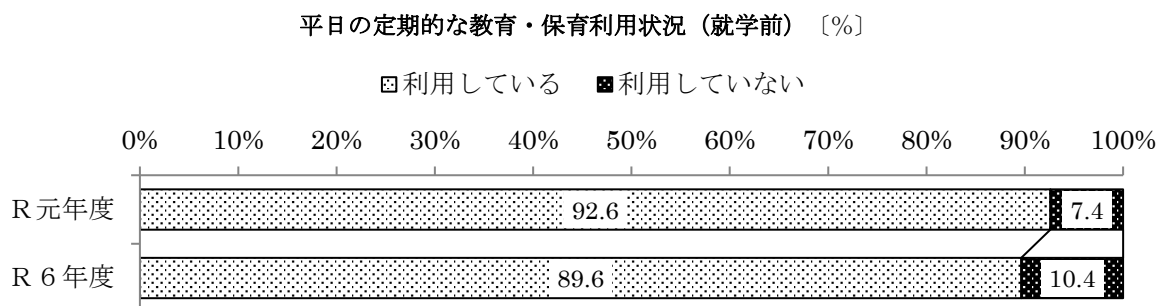
現在の就労状況 母親（小学生） [%]



(2) 保育・教育サービス等の利用

① 平日の定期的な教育・保育利用状況（就学前）

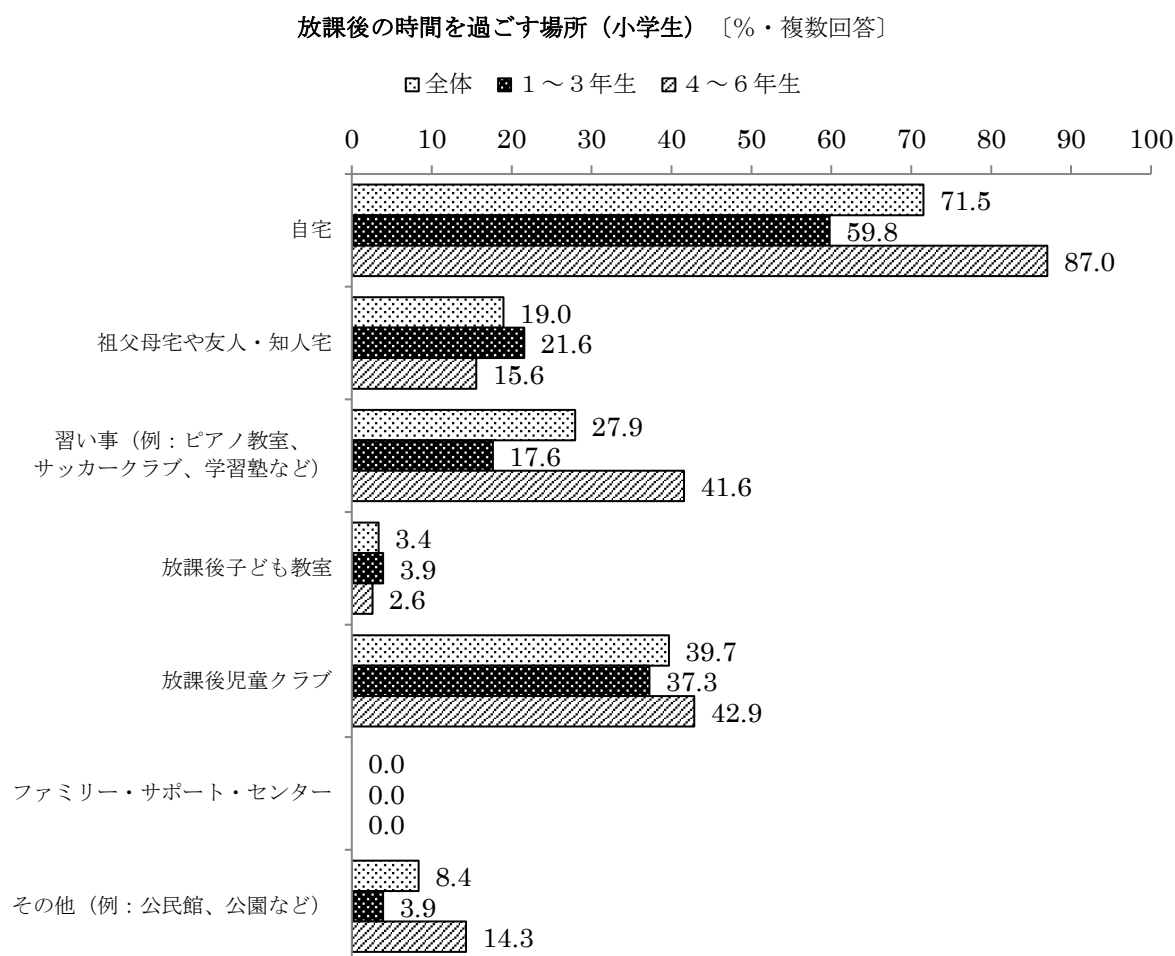
保育所や幼稚園等の「定期的な教育・保育事業」を利用している割合は全体 89.6% となっています。利用している事業は「認可保育所」が 56.2% と最も多く、次いで「認定こども園（保育認定）」が 21.5%、「幼稚園」が 14.0% となっています。



② 放課後の過ごし方について（小学生）

全体では、「自宅」が71.5%と多く、「放課後児童クラブ」が39.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が27.9%と続いています。

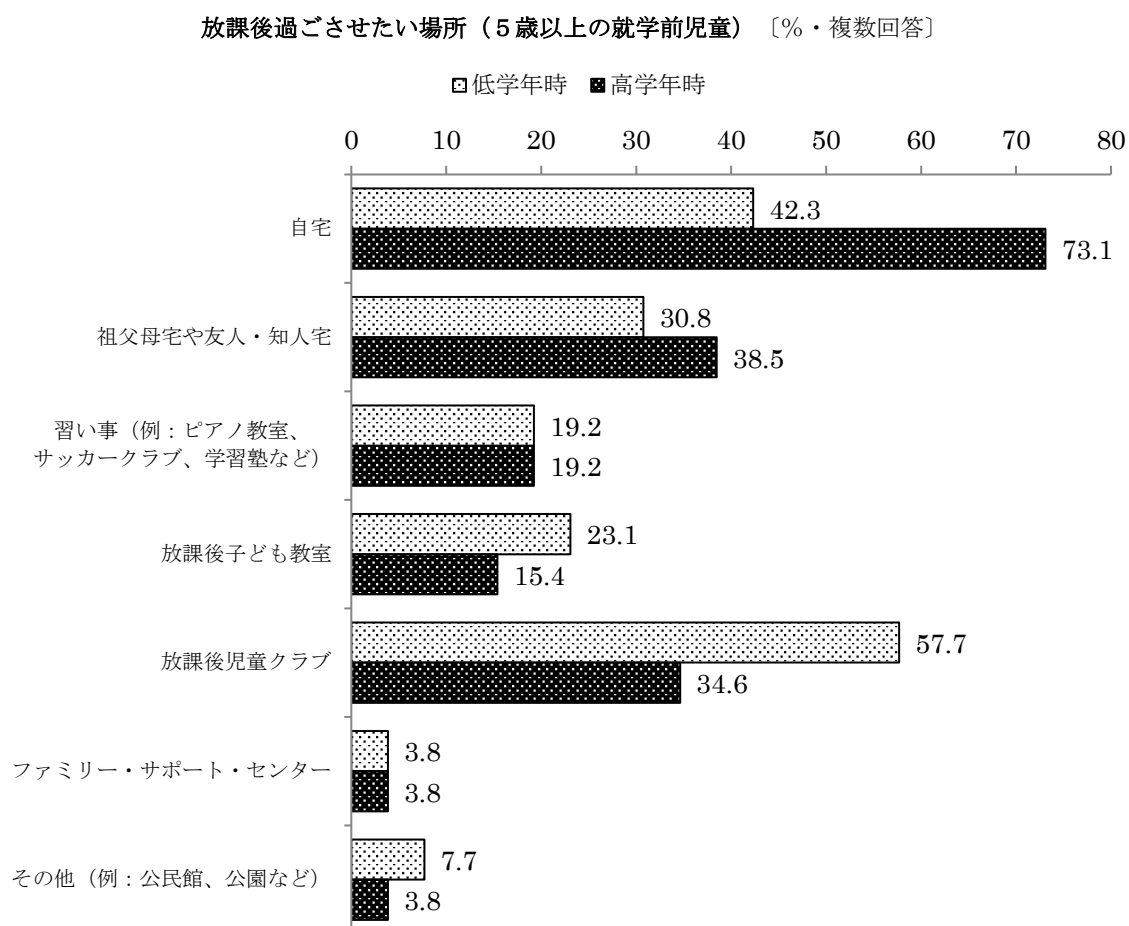
学年別では、1～3年生で「自宅」が59.8%、「放課後児童クラブ」が37.3%と多く、4～6年生で「自宅」が87.0%、「放課後児童クラブ」42.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が41.6%と多くなっています。



③ 小学校就学後に放課後に過ごさせたい場所（５歳以上の就学前児童）

低学年では、「放課後児童クラブ」が57.7%と多く、「自宅」が42.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30.8%と続いています。

高学年では、「自宅」が73.1%と多く、「祖父母宅や友人・知人宅」が38.5%、「放課後児童クラブ」が34.6%と続いています。

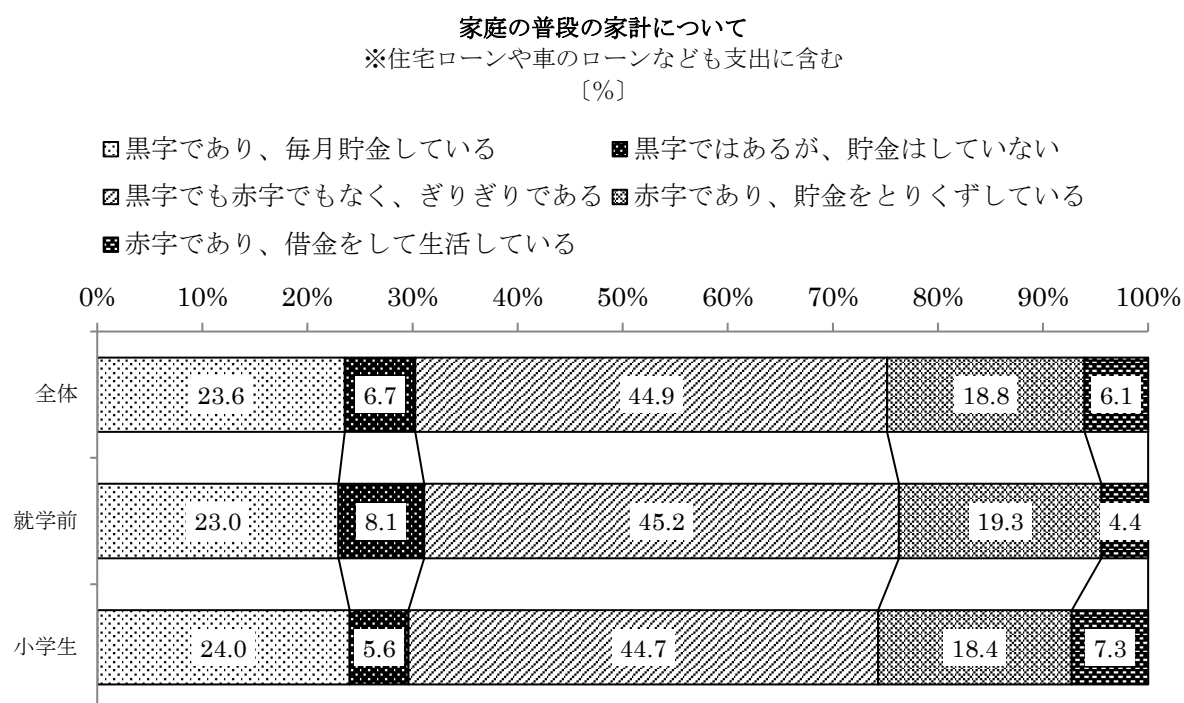


(3) 家計について

全体では、「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎりである」が44.9%、「黒字であり、毎月貯金している」が23.6%、「赤字であり、貯金をとりくずしている」が18.8%と続いています。

就学前児童では、「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎりである」が45.2%、「黒字であり、毎月貯金している」が23.0%、「赤字であり、貯金をとりくずしている」が19.3%と続いています。

小学生では、「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎりである」が44.7%、「黒字であり、毎月貯金している」が24.0%、「赤字であり、貯金をとりくずしている」が18.4%と続いています。

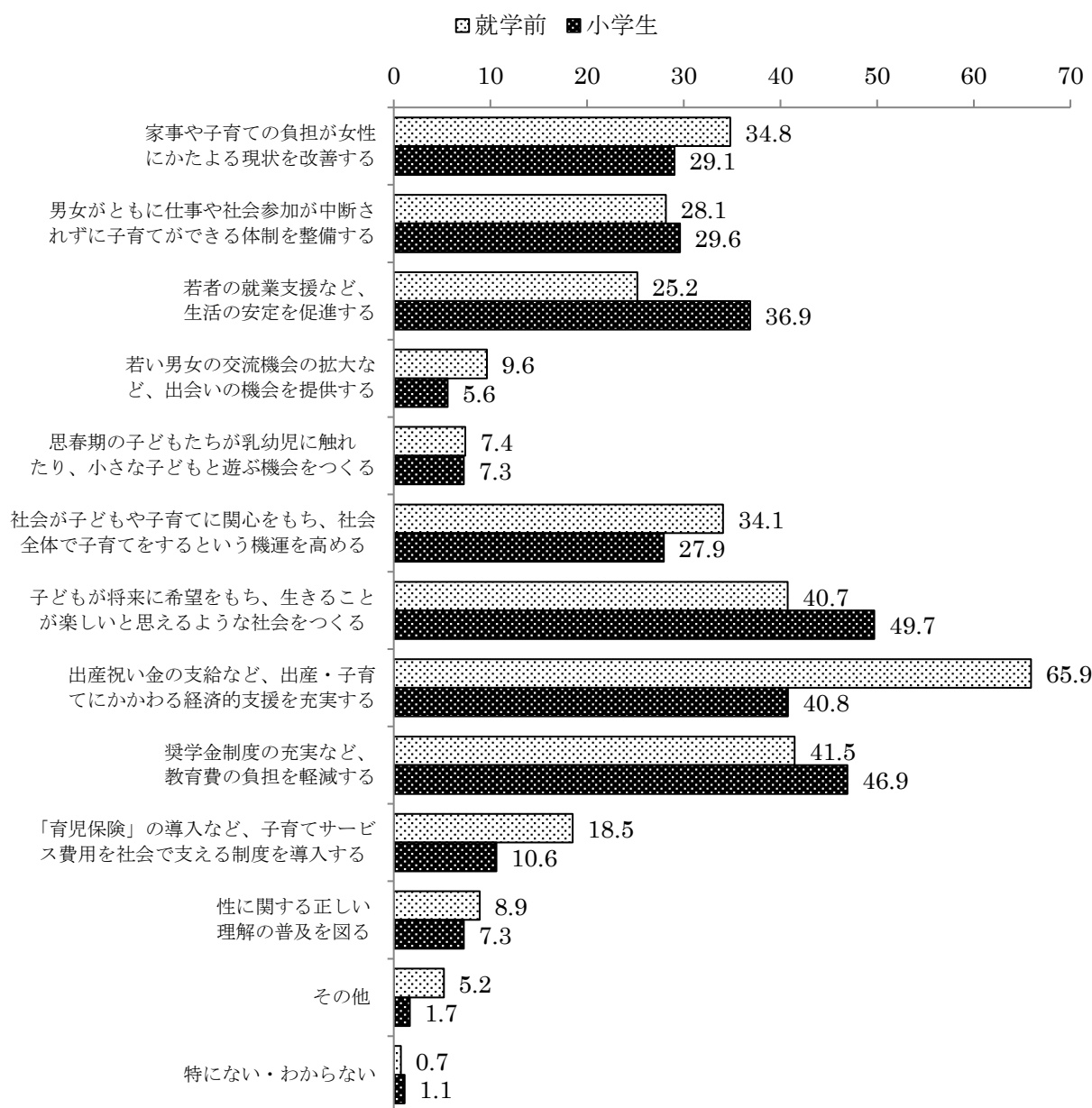


(4) 少子化の流れを変えるために重要なこと

就学前児童保護者では、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が 65.9%で最も多く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が 41.5%、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が 40.7%と続いています。

小学生保護者では、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が 49.7%で最も高く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が 46.9%、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が 40.8%と続いています。

少子化の流れを変えるために重要なこと〔%・複数回答〕



(5) 子育ての環境や支援への満足度について

① 市の子育ての環境や支援への満足度について

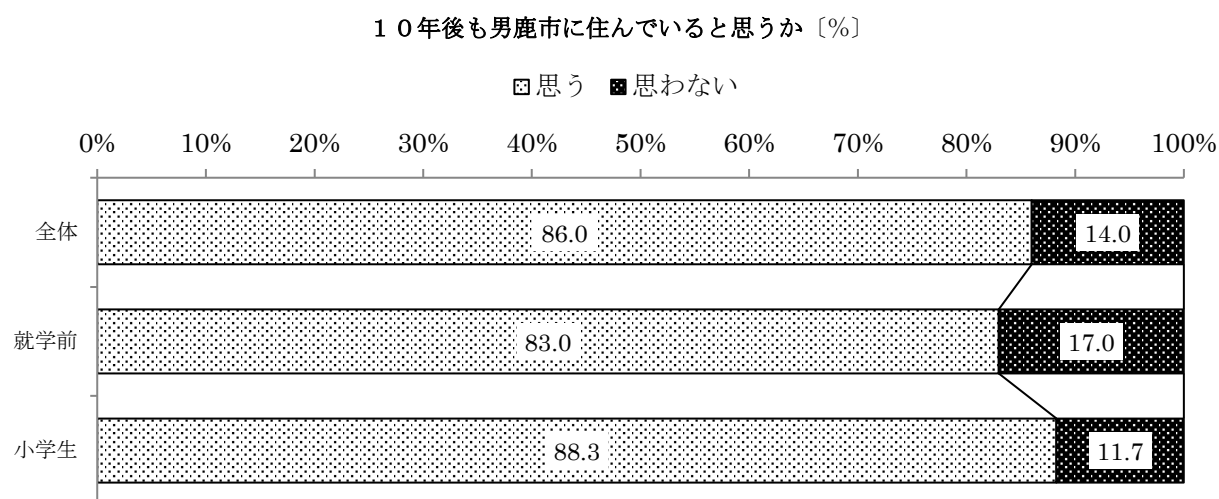
全体で、「高い」と「やや高い」を合わせた“満足”の割合が、46.2%となっており、前回調査と比較して 16.9%上昇しています。

(回答数 314 名 内訳：未就学児童保護者 135 名、小学生保護者 179 名)

満足度 区分	前回調査 (R4.11)		今回調査 (R6.5)		前回 比較
高い	49 人	6.0%	39 人	12.4%	6.4%
やや高い	191 人	23.3%	106 人	33.8%	10.5%
ふつう	349 人	42.7%	109 人	34.7%	▲8.0%
やや低い	153 人	18.7%	50 人	15.9%	▲2.8%
低い	66 人	8.1%	10 人	3.2%	▲4.9%
記載なし	10 人	1.2%	0 人	0.0%	▲1.2%
計	818 人	100.0%	314 人	100.0%	—

② 10 年後も男鹿市に住んでいると思うか

「思う」の割合は、就学前児童保護者で 83.0%、小学生保護者で 88.3%とほとんどを占めています。



4 各統計・ニーズ調査からみた家庭・地域・社会の状況

(1) 少子化傾向

全国的にも出生数は、減少傾向にあります。本市においてもここ数年は、少子化が想定以上に進んでいます。合計特殊出生率は、全国、全県よりも低く、人口を維持できるといわれている2.07と比較すると、依然として低い水準にあります。

(2) 家族状況の変化

核家族世帯は増加傾向にあります。また、離婚件数の大幅な増加はみられず、ひとり親世帯も5年前と比較してもほぼ横ばい状況にあります。

(3) 出産・育児期の女性の就業率

本市においては、出産・育児期の女性の就業率の落ち込みはあるものの、底は浅くなってきました。また、就業率の落ち込む年齢層が高くなっています。全体的に就業している女性の割合は増加傾向にあります。

(4) 教育・保育施設等の利用傾向

本市における教育・保育施設等の利用児童数は、減少傾向にあるものの、児童数に対する利用割合は増加傾向です。全国的にも、女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。

(5) 子育て家庭の状況及び子育てに関する相談先について

日頃、子どもを見てもらえる親族・知人等について、「いずれもない」の割合が増加しています。また、90%程度の保護者が、子育ての相談先がある一方で、10%程度の保護者は、相談先が無いと考えています。

子育て世帯の家計については、約半数が「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎり」と感じ、20%以上の家庭が「赤字」であると感じています。

(6) 子育て環境や支援に対する評価

今回調査における子育て環境や支援についての満足度は、「ふつう」が34.7%と最も多くなっていますが、「高い」「やや高い」は46.2%と約半分の割合となりました。また、8割以上が10年後も男鹿市に住んでいたいと思うと回答しています。

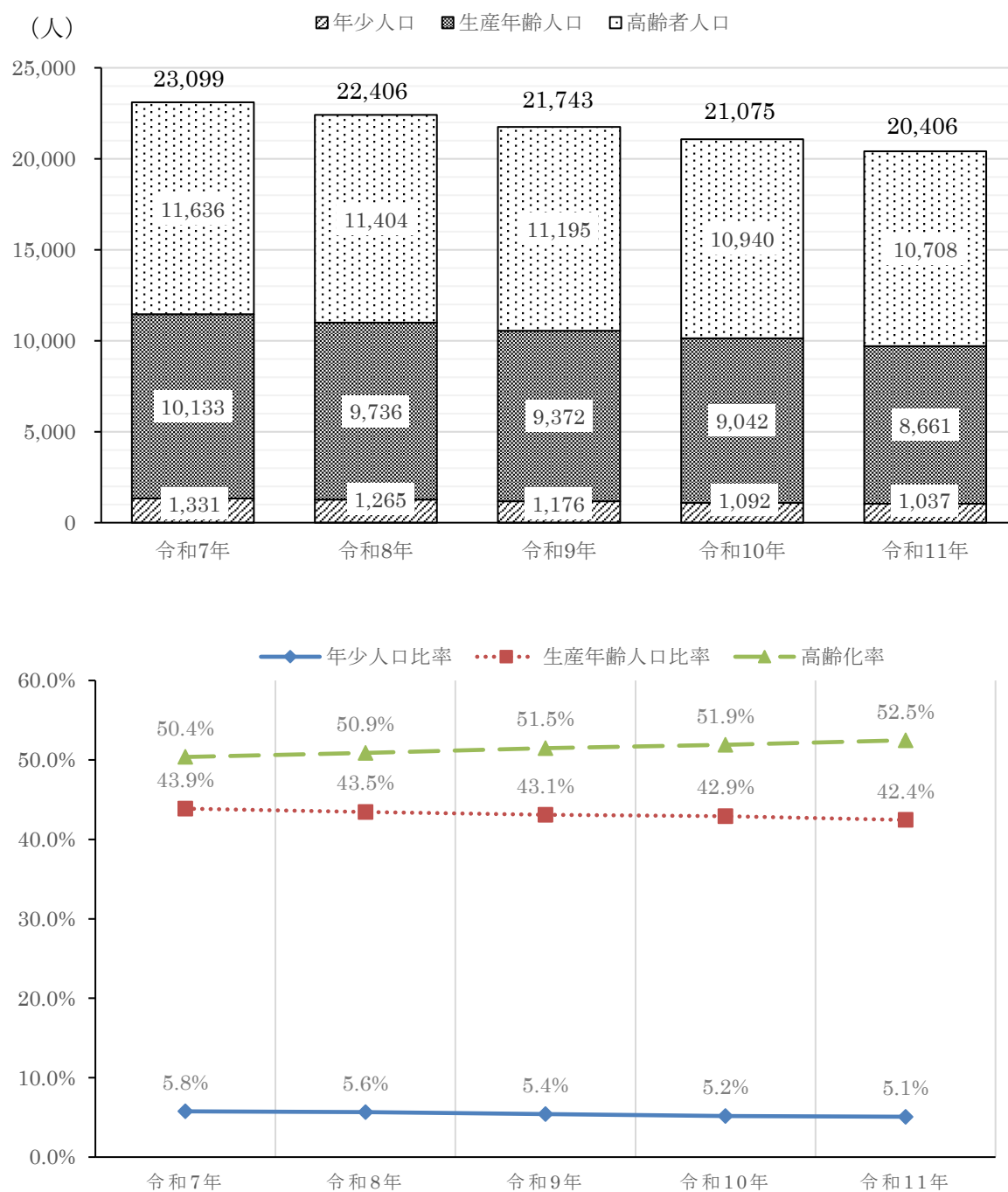
少子化の流れを変えるための取り組みとしては、出産祝金の支給や教育費の負担軽減等の経済的支援の充実を望む割合が多くありました。

5 計画期間中の人口の推計

コーホート変化率法により、令和2年～令和6年の住民基本台帳人口の男女別・年齢別の平均変化率の動きから計画期間の人口を推計しました。

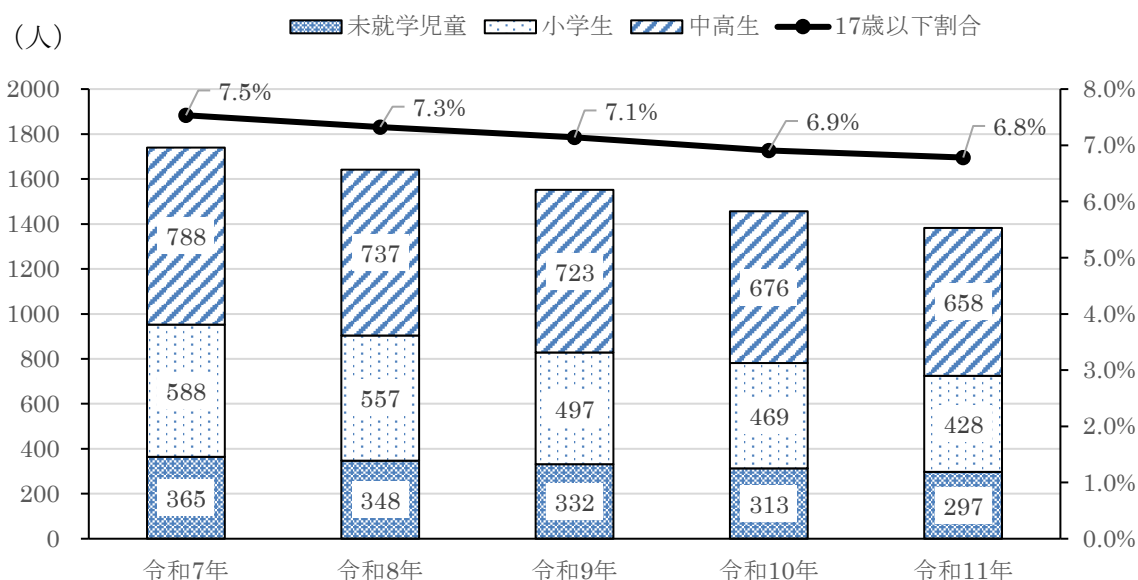
(1) 推計人口の推移

総人口は、令和7年の23,099人から令和11年では20,406人に減少し、年齢区分別の割合では、15～64歳の生産年齢人口と高齢者人口が多くを占め、年少人口は5%台で推移すると推計されます。



(2) 17 歳以下の子どもの推計

0～17 歳以下の子ども人口は、令和 7 年の 1,741 人から令和 11 年では 1,383 人に減少し、人口に対する割合は令和 7 年の 7.5%から令和 11 年では 6.8%と減少傾向であると推計されます。



【0～11 歳までの年齢ごとの推計人口】

(人)	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	53	50	48	45	42
1 歳	50	55	52	50	47
2 歳	60	51	56	53	50
0～2 歳 計	163	156	156	148	139
3 歳	68	60	51	56	53
4 歳	66	67	60	51	56
5 歳	68	65	65	58	49
3～5 歳 計	202	192	176	165	158
6 歳	81	68	64	65	58
7 歳	96	81	68	64	65
8 歳	97	94	79	67	63
9 歳	94	98	95	80	67
10 歳	123	94	98	95	80
11 歳	97	122	93	98	95
6～11 歳 計	588	557	497	469	428
合 計	953	905	829	782	725

第 3 章

基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

次世代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現は、我が国の大きな目標です。

男鹿市では、全ての子どもたちを地域全体で支える環境づくりを共通の目標として、基本理念を設定します。

すべてのこどもが健やかに伸びゆくまち 男鹿市
～子育て環境日本一を目指して～

2 基本的な目標

この計画の基本理念を実現するため、4つの基本目標から、総合的に施策を推進します。

基本目標 1 教育・保育の確保と充実

本市における教育・保育施設等の利用児童数は、減少傾向にあるものの、児童数に対する利用割合は令和2年度から令和6年度まで増加傾向となっています。全国的にも、女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。このため、量の確保とともに、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育者のスキル及び専門性の向上など質の向上を図るよう努めます。

また、子どもたちの育ちと学びは連続しており、「幼稚園と保育園」「小学校」「中学校」と場を変えながら成長します。就学前から義務教育までの連続した学びにより、子どもたちがより良く生きることができるよう「非認知能力」の育成に取り組みます。

基本目標 2 地域の子育て支援の充実

核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等からの子育て支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

また、経済状況等子育て世帯を取り巻く環境が依然として厳しい中、共稼ぎ家庭は増加し続けています。

このような状況の中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、家庭や地域の機能を支えるための仕組みづくり、身近に相談できる体制の整備など、地域における子育てを総合的に推進していきます。

基本目標 3 こどもの居場所・活動の充実

次代の担い手である子どもが、一人ひとりがかけがえのない存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが必要です。学童期における心身の健全な発達を通じ、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校教育とともに、学習や様々な体験・交流活動のための機会を提供するなど、子どもの実体を踏まえた家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援の充実を図ります。

また、社会環境や生活形態の変化によるインターネット利用率やスマートフォン等の所持率の上昇に伴い、SNS に起因するトラブル等の増加が懸念されております。学校・家庭・地域が連携し、社会全体で有害環境や犯罪被害から子どもを守り、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

基本目標 4 子どもの育ちと子育ての切れ目ない支援の充実

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる多様な取組を実施します。

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

3 施策体系

基本理念の実現に向けて推進する基本目標・基本施策を示します。

基本理念

すべての子どもが健やかに伸びゆくまち 男鹿市

基本目標

1. 教育・保育の確保と
充実

2. 地域の子育て支援
の充実

3. こどもの居場所・活
動の充実

4. 子どもの育ちと子
育ての切れ目ない支
援の充実

基本施策

- 1-1 幼児期における教育・保育の整備・提供
- 1-2 教育・保育の質の確保・向上
- 1-3 幼保小を通じた非認知能力の育成
- 1-4 幼保小の連続した学びの充実

- 2-1 地域での子育て支援の充実
- 2-2 仕事と子育ての両立支援
- 2-3 子育て世帯が住み続けたい環境の整備

- 3-1 こどもの居場所づくりの推進
- 3-2 次世代を担う世代への支援
- 3-3 子どもの生きる力の育成
- 3-4 子どもの安全を確保するための活動推進
- 3-5 家庭と地域の教育力の向上

- 4-1 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
- 4-2 子ども・母親の健康の確保・増進
- 4-3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
- 4-4 子どもの発達・成長に応じた支援
- 4-5 子育て家庭への経済的支援の推進

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 教育・保育の確保と充実

1-1 幼児期における教育・保育の整備・提供

核家族世帯の増加や女性の就業率の上昇等により、教育・保育事業へのニーズは高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて提供体制を確保し、安全に園生活を過ごすことができるように施設の再編及び老朽化施設の整備を計画的に実施していきます。

【主な取り組み】

事業名	内容
保育園等の指定管理	指定管理者制度を活用し、保育ニーズへの効率的な対応や保育事業の充実を図ります。
認定こども園の設置 (市内2か所)	保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに、その時期にふさわしい成長を促すため適切な幼児教育・保育の機会を提供します。
保育送迎ステーション及び小規模保育事業所の設置(若美地区)	統合により遠距離となった五里合・若美地区の園児・保護者を対象に、遠距離通園における負担軽減を図ります。 (3歳以上児) 保育送迎ステーション設置及び通園バスでの送迎 (3歳未満児) バス通園が難しいため小規模保育事業所での保育を実施
保育施設等の再編及び老朽化施設の更新	施設の利用需要の変化に柔軟に対応し、効率的・効果的な施設の修繕や更新を行います。

1-2 教育・保育の質の確保・向上

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、質の高い教育・保育を提供するために、研修等の機会を活用しながら、専門的なスキルや資質の向上に努めます。

【主な取り組み】

事業名	内容
質の高い教育・保育サービスの提供	保育園、幼稚園、認定こども園、事業所内保育等、各家庭の状況に応じた選択ができるよう、質の高い教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。延長保育、一時保育、病後児保育、地域子育て支援拠点事業等の提供体制を確保します。
わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業	教育・保育アドバイザーを配置し、それらを活用した就学前施設への巡回指導や研修支援を通し、就学前教育の質的向上、小学校への円滑な接続を図ります。

1-3 幼保小を通した非認知能力の育成

変化の激しいこれからの時代を、子どもたちが心身共に健康で、幸福感を感じながら生きていくためには、数値で表すことができない心の力「非認知能力」を育てていくことも重要です。子どもたちが、より良く生きることが出来るよう、「非認知能力」の育成に取り組めます。

【主な取り組み】

事業名	内容
かがやけ男鹿の子ども幼保・小・中連続した育ちと学びプロジェクト	市として重点的に育みたい非認知能力を明らかにし、それぞれの発達段階に応じた取組を通して、「心の力」である非認知能力を高めます。

1-4 幼保小の連続した学びの充実

幼児期の教育・保育から小学校への円滑な接続のために、市内の認定こども園・認可保育園・幼稚園の協力のもと、相互理解や交流・情報交換を進め、より緊密な連携を図ります。

【主な取り組み】

事業名	内容
幼稚園・保育園・認定こども園・小学校との連携	よりよい教育・保育環境となるように、教育・保育施設間の交流や意見交換、小学校と連携した教育・保育の充実を図ります。

基本目標 2 地域の子育て支援の充実

2-1 地域での子育て支援の充実

令和6年度より、「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めています。

子ども・子育て家庭が安心して男鹿市で生活するうえで、地域における子育て支援の充実を図るとともに、遊びや生活の場を確保し、子どもの健やかな育ちを促進します。また、必要な支援を受けるための相談体制の充実を図り、それぞれが望む暮らしを送ることができるよう、ニーズに即した対応ができる支援体制の整備を進めていきます。

【主な取り組み】

事業名	内容
こども家庭センター	母子保健分野と児童福祉分野が一つとなり、保健師等がすべての妊産婦、子育て世帯、子どもたちの相談支援を行います。
子育て支援センター	子育てスペース「こっこルーム」の運営や親子ひろばの開催、電話や面談による育児相談、子育てサークルへの支援などを行います。
子育て情報の発信	「おがっこweb」「おがっこアプリ」などの電子媒体を通し、妊娠・出産・子育てに関する各種の手続きや医療機関の情報から、親子ひろば等のイベント案内など、子ども支援や子育てに関する情報を幅広く発信します。

2-2 仕事と子育ての両立支援

県や市内事業所、就業者や商工会等関連団体と連携を取りつつ、就業者、事業所、市民へ働き方改革や休業制度に関する周知・啓発を行い、仕事と子育ての両立のための基盤づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	内容
男女共同参画計画の推進	男女が生き生きと活躍する地域づくりに向け、働く場、家庭や地域活動における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

2-3 子育て世帯が住み続けたいとなる環境の整備

社会環境や生活実態の変化に伴い、子どもが安心・安全に遊べる環境が減少してきており、また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、住宅の確保及び公共空間の充実や子育てに配慮した環境の提供が求められています。

【主な取り組み】

事業名	内容
児童遊園等の整備	児童の地域内での健全な遊びや仲間づくりを支援するため、児童遊園内の安全・維持管理等の環境整備に努めます。
「赤ちゃんの駅」・「こどもえき」の設置推進	乳幼児を持つ家庭が安心して外出できる環境の整備と、その所在の周知により、子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。
住宅取得等の支援	「子育て世帯等住まいづくり応援事業」や「移住者住宅取得等支援事業」など住宅取得等のための助成制度により、定住促進及び経済的負担軽減を図り、子育てしやすい住まいづくりを支援します。
公営住宅の整備	子育て世帯や若者世帯に配慮した公営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に改修等を進め、居住環境の向上に努めます。
公共施設における子育て支援機能の充実	図書館をベースに、子育て支援機能や多世代交流機能を併せ持った複合施設の整備を検討します。

基本目標 3 こどもの居場所・活動の充実

3-1 こどもの居場所づくりの推進

子どもたちが安全に過ごせる場の確保と次世代を担う人材を育成する観点から、こどもの居場所づくりを推進します。

また、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後に放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した実施や活動内容の充実、体験活動の推進などに取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	内容
放課後児童クラブ	就労等により、昼間保護者がいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供します。
放課後子ども教室	学校放課後の空き教室等を活用し、地域住民や保護者が協力しながら子どもたちと様々な学習や体験活動等を行います。
おがっこの居場所づくり支援事業	こども食堂を通じ、こどもの居場所づくりに取り組む団体等に対し運営費等の一部を助成することにより、本市に暮らす全ての子どもが健やかに成長できる環境の整備を推進します。

3-2 次世代を担う世代への支援

子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき役割などについて知る機会を、教育・保育施設、学校教育の活動や地域との交流活動など多くの機会を通じて啓発します。不健康やせやストレス等の思春期の課題をとらえた保健活動を推進します。

【主な取り組み】

事業名	内容
青少年育成男鹿市民会	社会を明るくする運動、子ども会リーダー養成講習会、あきた家族ふれあいサンサンデー作文集の発行、防犯パトロールなどを行い、明日の男鹿を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に活動しています。

3-3 子どもの生きる力の育成

学校全体でコミュニティ・スクールの教育環境づくりに取り組み、教育・保育施設、学校がそれぞれの特徴を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、生きる力を育む教育の推進のため、学校・家庭・地域が一体となって支援します。

保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添った対応をするため、相談体制等の充実に努めていきます。

【主な取り組み】

事業名	内容
男鹿市・春日井市児童交流学習	男鹿市は、昭和 62 年から愛知県春日井市と児童相互交流を行っています。8 月には春日井市の子どもが男鹿市を訪問し、10 月には男鹿市の子どもが春日井市を訪問しています。訪問では、市内の小学校との交流や、施設見学などを行っています。
男鹿市児童生徒の秋田大学医学部訪問	男鹿市教育委員会と秋田大学なまはげ分校の共催事業で、将来の職業として医師を目指す子どもや、医療関係の仕事に興味・関心がある子どもが、医学部訪問を通して夢をより具体的な形としてとらえることができるようにすることを目的とし、平成 26 年度から実施しています。
わくわくドキドキ理科実験教室～秋田大学の一日出張実験教室～	男鹿市教育委員会と秋田大学なまはげ分校の共催事業で、科学への興味関心を一層深め、科学好きな児童の育成を目標に小学生を対象にした理科実験教室を平成 26 年から実施しています。
小中学校 ICT 活用推進事業	児童生徒が ICT に触れ、活用する機会を創出することにより、今後社会活動で求められる情報活用能力を育成し、プログラミング教育の必修化に対応するとともに、ICT の活用により教育の質の向上を図ります。各校にタブレット端末、電子黒板、無線 LAN 環境を整備しています。
外国語指導助手招致事業	外国語指導助手（ALT）2 名を市内全小・中学校 6 校へ派遣し、小学校第 3・4 学年外国語活動、第 5・6 学年及び中学校の外国語科授業の補助、外国語スピーチコンテスト等の指導を行っています。
学力向上推進事業	秋田県と連携し市内小・中学校の教職員に対する研修を行うほか、国際教養大学と希望する小・中学校との交流学習会を実施し、国際感覚を身につけた人材の育成を目指します。
ふるさとキャリア教育未来創造事業	市内小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校・地域・家庭が一体となって学校をサポートする取り組みであるコミュニティ・スクールを推進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを支援します。また、ふるさとを大切に思う気持ちを養うことを目的とし、男鹿市内の各機関と連携しながら、男鹿の自然や伝統文化、産業等に関わる体験をするおがっこ宿泊体験学習（小学 5 年生）を行っています。
食育の推進	食習慣の基礎が形成される幼児期の教育・保育施設においては、食育教室や栽培収穫体験を通じた食育活動を実施し、食育指導の充実につなげます。学校では食べ物と健康の関わりや自然・社会との関係など、生きていく上で食が果たす重要性を学ぶことで、食に関する興味や関心を高めます。
地産地消の推進	男鹿で水揚げされた魚介類、男鹿市産や秋田県産の野菜などを優先的に給食食材に使用します。
不登校・いじめ対策	子ども自身や家庭の悩み、不登校やいじめなど心の悩みを抱える子どもへの支援体制を強化します。

事業名	内容
SOS の出し方講座	社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付け、信頼できる大人や相談機関に支援を求められるよう、具体的・実践的な教育（SOS の出し方に関する教育）を推進します。 周囲の大人が児童生徒の心の状態に関心に向けサポートすることができるよう、啓発活動を行います。

3-4 子どもの安全を確保するための活動推進

子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境の整備を促進します。防犯、交通安全、防災対策など地域安全活動を推進します。

【主な取り組み】

事業名	内容
インターネットセーフティの啓発活動	家庭教育支援活動において、スマートフォン、タブレット、ゲーム機器の利用は避けて通れない子育て世帯に対して、安全安心な関わり方について周知を図っていきます。
「こども110番の家」	子どもの下校時等の一時避難所としてこども110番の家を、地域の商店や事業所、家庭に協力を得て設置し、子どもの下校時の安全確保に努めます。
通学路及び散歩道の合同安全点検	教育・保育施設、学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携して、交通安全と防犯の視点から通学路及び散歩道の合同安全点検を行い、対策を検討することで、安全確保を図っていきます。

3-5 家庭と地域の教育力の向上

子育て家庭の教育力を育てるために地域の身近な支援が必要となるため、地域の様々な場で、親子が地域と接する機会を提供できるよう、学校や地域と連携し、家庭教育や地域交流の機会を確保します。

【主な取り組み】

事業名	内容
家庭教育支援活動	家庭教育支援チームが主体となり、家庭教育に関する知識や工夫を経験者から学ぶための学習会「子育て元気アップ講座」を企画、開催するとともに、参加者の交流を通し、気兼ねない会話の中で気軽に悩みなどを相談、話し合うことができる場「親子おちゃっこサロン」を開催し、家庭教育に関する支援を行います。

基本目標 4 子どもの育ちと子育ての切れ間ない支援の充実

4-1 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

令和 6 年度より、「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めています。両機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。

【主な取り組み】

事業名	内容
こども家庭センター	子どもや子育て世帯が直面する「困ったこと」や「心配なこと」に耳を傾け、相談に対応して支援します。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぎます。
子育て情報の発信（再掲）	「おがっこweb」「おがっこアプリ」などの電子媒体を通し、妊娠・出産・子育てに関する各種の手続きや医療機関の情報から、親子ひろば等のイベント案内など、子ども支援や子育てに関する情報を幅広く発信します。

4-2 子ども・母親の健康の確保・増進

市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を一層充実します。

【主な取り組み】

事業名	内容
初回産科受診料支援事業	妊娠判定に係る保険診療外の費用を助成します。 （非課税世帯・生活保護世帯に限る）
妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査事業	妊婦が安全に出産することができるよう、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診を勧めます。産後は母体の健康維持のため、産婦健康診査の受診や母乳育児相談の利用を勧めます。
新生児聴覚検査費助成（再掲）	聴覚検査の実施をし、聴覚障害を早期に発見、適切な対応ができるよう、受診費用を助成します。
妊産婦家庭訪問事業	妊娠中や産後に関する疑問・悩みについて、保健師等が必要に応じて家庭訪問を行い相談に対応します。
赤ちゃん訪問事業	新生児・乳児と母親に保健師が家庭訪問を行い、子どもの健康状態を確認し成長に必要な支援を行います。また、乳幼児健診や予防接種などに関する情報提供を行い、育児に関する相談に対応します。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の心身の状態を確認し、疾病・障害の予防と早期発見に努め、成長発達を支援します。

事業名	内容
幼児フッ化物塗布費助成（再掲）	幼児の健全な口腔衛生の育成を図るため、2歳児と3歳児の対象者にフッ化物塗布券を交付し、費用を助成します。
予防接種事業	予防接種法等に基づき、予防接種の実施・勧奨を行います。
ママ・サポート119事業	妊婦の希望により、状況等を事前に登録することで、緊急に搬送が必要な際に迅速な対応を実現し、出産を控えた妊婦の不安解消につなげます。
未熟児養育医療（再掲）	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、必要な医療費を給付します。
産後ケア事業	出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行います。

4-3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

① こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困とは、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困や貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることが決してないように、関係部署・機関等が連携して「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」につながる施策を推進します。

【主な取り組み】

事業名	内容
児童扶養手当（再掲）	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。
母子・父子家庭の福祉医療制度	18歳までの母子・父子家庭の児童生徒等の医療費（18歳の誕生日を迎えた日以後の3月31日まで）のうち保険診療自己負担分を助成します。
要保護・準要保護児童生徒の就学援助	経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学校の保護者に対して学用品費・医療費及び修学旅行費等を援助します。
奨学金貸付制度（再掲）	経済的理由により、就学が困難な高等学校生・高等専門学校生・専修学校生・大学生を援助するため、一定の基準により資金の貸付をいたします。
生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難となるおそれのある世帯のセーフティネットとして、自立相談・就労準備・家計改善など個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。
母子父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭に対する相談支援を行います。 母子父子寡婦福祉資金貸付、秋田県災害遺児愛護基金等必要な制度の情報提供をすることにより必要な支援へとつなげていきます。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父、母の経済的な自立が促進できるように、資格取得に必要な養成機関の入学費用等を一部給付します。

事業名	内容
男鹿市家庭教育支援チーム（制服のリユース）	家庭教育相談のきっかけとして、不要な制服・体育着の回収をして必要な家庭に提供します。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者の実態把握に努め、必要な支援につなげます。
助産施設入所事業	妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、助産施設の入所を支援します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父、母の経済的な自立が促進できるように、資格取得のために養成機関を修学中の生活費を一部給付します。

② 支援が必要な子どもや子育て家庭への適切な介入ができる体制の強化

支援を必要としている子どもや子育て家庭を早期に発見し児童虐待等につながらないように関係機関等との連携を図り、支援の方針を検討・実行できる体制を強化します。

【主な取り組み】

事業名	内容
こども家庭センター（再掲）	子どもや子育て世帯が直面する「困ったこと」や「心配なこと」に耳を傾け、相談に対応して支援します。
妊婦等包括相談支援事業（再掲）	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぎます。
要保護児童対策地域協議会の活用	児童虐待等の支援対象児童とその家庭へ適切に介入するため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理等を行います。
虐待の早期発見に向けた情報共有	教育機関・保育機関、警察、秋田県子ども・女性・障害者相談センター等と連携し、児童虐待の早期発見、関係機関との情報共有を図ります。

③ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し社会的に孤立することがないように、日常生活支援や相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ります。

【主な取り組み】

事業名	内容
児童扶養手当（再掲）	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。
母子・父子家庭の福祉医療制度（再掲）	18歳までの母子・父子家庭の児童の医療費（18歳の誕生日を迎えた日以後の3月31日まで）のうち保険診療自己負担分を助成します。
母子父子自立支援員による	ひとり親家庭に対する相談支援を行います。

る相談支援（再掲）	母子父子寡婦福祉資金貸付、秋田県災害遺児愛護基金等必要な制度の情報提供をすることにより必要な支援へとつなげていきます。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の父、母の経済的な自立が促進できるように、資格取得に必要な養成機関の入学費用等を一部給付します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の父、母の経済的な自立が促進できるように、資格取得のために養成機関を修学中の生活費を一部給付します。

4-4 子どもの発達・成長に応じた支援

子どもの発達・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを利用しながら、障がい等で支援が必要な子どもの成長と生活を支援するため、子ども発達相談や障がい児保育の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	内容
障害児福祉手当（再掲）	20 歳未満の在宅の障がい児で、身体障害者手帳 1 級程度、療育手帳 A 程度の障害を有する方など、日常生活において常時の介護を要する方に対して手当を支給します。
特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者に、経済状況に応じて学用品・通学用品・修学旅行費等の補助を行います。 障がいのある児童生徒が学校生活を支障なく送ることができるように、今後も継続して就学に必要な費用の補助を行います。
特別支援教育の推進	特別な支援が必要な児童生徒に対し、学校生活をサポートする職員を配置しています。また、小学校入学の際に配慮事項を記入したサポートシートを活用し、特別な支援が必要な児童が安心して学校生活をスタートできるよう支援します。
幼児けんこう教室	保護者に学習、相談の機会を提供し養育の知識、技術を高め、幼児の発達と家族の支援を行います。
障がい児福祉サービスの推進（児童発達支援）	障がいのある児童に対して、地域支援体制を整え、健やかな育成のための発達支援に取り組むほか、障がい福祉サービスの推進に努めます。
難聴児補聴器助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に対し、補聴器の購入や修理に係る経費の一部を助成します。
小児慢性生活用具助成事業	小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具の購入費の一部を助成します。

4-5 子育て家庭への経済的支援の推進

子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担軽減を図るための施策を推進し、サービス等の周知を図りながら、適切な利用・支給を促進します。

【主な取り組み】

事業名	内容
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した時、申請により「出産育児一時金」を支給します。
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に、治療費用を助成します。
妊娠を希望する女性等の風しん予防接種費助成	妊娠を希望する方で、検査の結果抗体価が低いと判定された方の風しん予防接種費用を全額助成します。
初回産科受診料助成	妊娠判定に係る保険診療外の費用を助成します（非課税世帯・生活保護世帯に限る）。
お誕生おめでとう祝金支給	生まれた子どもの健やかな成長に資するため、お誕生おめでとう祝金を支給します。
新生児聴覚検査費助成	聴覚検査の実施をし、聴覚障害を早期に発見、適切な対応ができるよう、受診費用を助成します。
1 か月児健康診査費助成	1 か月児健康診査費用を助成します。
妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査費助成	妊婦が安全に出産することができるよう、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診を勧めます。産後は母体の健康維持のため、産婦健康診査の受診や母乳育児相談の利用を勧めます。また、受診にあたっては費用を助成します。
母乳育児相談補助券交付	母乳育児相談費用助成のため、補助券を交付します。
産後ケア利用料助成	産後ケア利用料を助成します。
2 歳児歯科健康診査費助成	2 歳児歯科健康診査費用を全額助成します。
幼児フッ化物塗布費助成	幼児の健全な口腔衛生の育成を図るため、2 歳児と 3 歳児の対象者にフッ化物塗布券を交付し、費用を助成します。
予防接種費助成	予防接種費用を助成します。
児童手当	誕生から 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの子どもを養育している方に対して支給します。
福祉医療費受給者証（マル福カード）	乳幼児及び小中高生、ひとり親世帯の児童生徒等の保険診療の自己負担分を助成します。
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、必要な医療費を給付します。
児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある 20 歳未満の児童について、福祉の増進を図る目的で支給します。
障害児福祉手当	20 歳未満の在宅の障がい児で、身体障害手帳 1 級程度、養育手帳 A 程度の障害を有する方など、日常生活において常時の介護を要する方に対して支給（所得制限あり）します。

事業名	内容
就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学校の保護者に対して学用品費・医療費及び修学旅行費等を援助します。
奨学金貸付制度	経済的理由により、就学が困難な高等学校生・高等専門学校生・専修学校生・大学生を援助するため、一定の基準により資金の貸付をいたします。
すこやか子育て支援事業 (保育料無償化)	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料と副食費を県と市共同事業のすこやか子育て支援助成事業において一部または全額を助成します。市では、これをさらに拡充し、全世帯の保育料を所得制限無しで全額助成します。
在宅子育て給付金	生後8週から3歳までの児童を在宅で子育てしている保護者等に対し、経済的な支援及びお子さんの健全育成に資することを目的に、給付金を給付します。
給食費無償化	子育て世帯の経済的負担軽減のため、保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の給食費を、所得制限無しで市が負担します。
妊婦さん応援給付金事業	妊婦に対し、身体的・精神的ケアを行い、経済的支援として給付をします。
子育て短期支援事業利用 料助成	子育て短期支援事業利用料を助成します。
家庭系一般廃棄物処理手 数料免除	乳幼児のおむつを排出する世帯のごみ袋購入の負担軽減を図るため、燃えるごみの袋を支給します。(出生時または転入時)

第 5 章

量の見込み及び確保の内容

第5章 量の見込み及び確保の内容

1 幼児期の教育・保育事業

(1) 教育・保育施設等

保護者の代わりに就学前の子どもの教育・保育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。

区分	施設区分	内 容
教育・保育施設	幼稚園	全ての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	保育所	就労など、家庭で保育できない保護者の事情により保育を必要とする0～5歳を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行う事業
	家庭的保育	少人数（定員5人以下）を対象に、保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとできめ細かな保育を行う事業
	居宅訪問型保育	集団保育が著しく困難であると認められる場合（障がい・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行う事業
	事業所内保育	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

(2) 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供します。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園(保育園機能)
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(3) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定を行うこととなっています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することとされており、全域を1区域と設定します。

(4) 計画期間の子ども数(0～5歳)

計画期間中の児童数について、令和2年～令和6年(各年4月1日現在)の1歳ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法により推計しました。

(人)	実績					計画期間の推計				
年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	68	67	69	54	48	53	50	48	45	42
1歳	74	78	64	67	59	50	55	52	50	47
2歳	101	78	75	67	67	60	51	56	53	50
3歳	103	105	78	74	67	68	60	51	56	53
4歳	97	106	101	80	70	66	67	60	51	56
5歳	124	94	100	98	81	68	65	65	58	49
計	567	528	487	440	392	365	348	332	313	297

(5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業などの利用状況）に、保護者のニーズ調査等による「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【第2期の状況（1・2号認定）】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	65	238	59	218	54	198	49	201	42	175
	303		277		252		250		217	
実績	80	252	60	238	58	217	58	193	51	183
	332		298		275		251		234	

【第2期の状況（3号認定）】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	35	104	31	89	28	90	9	108	15	95
	139		120		118		117		110	
実績	45	127	45	115	42	107	45	106	41	104
	172		160		149		151		145	

【第3期の見込み量（1・2号認定）】

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	26	184	20	173	19	158	17	148	16	142
	210		193		177		165		158	
供給量	26	184	20	173	19	158	17	148	16	142
	210		193		177		165		158	

【第3期の見込み量（3号認定）】

(人)	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
見込み量	39	42	51	37	46	44	35	43	48	33	42	45	31	39	43
	132			127			126			120			113		
供給量	39	42	51	37	46	44	35	43	48	33	42	45	31	39	43
	132			127			126			120			113		

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

- ① 利用者支援事業
- ② 妊婦等包括相談支援事業【新規】
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 妊婦健康診査事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
- ⑨ 児童育成支援拠点事業【新規】
- ⑩ 親子関係形成支援事業【新規】
- ⑪ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬ 一時預かり事業
- ⑭ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑮ 病児・病後児保育事業
- ⑯ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）
- ⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑲ 産後ケア事業【新規】
- ⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

(2) 量の見込みと確保方策

事業の量の見込みについては、国から示される基本方針等に沿い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、妊産婦や子育て家庭が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

令和5年度まで「母子保健型」で実施していましたが、令和6年度より、こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

【第2期の状況】

(か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

【第3期の見込み量】

(か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

② 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ事業です。

【第3期の見込み量】

(か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	135	126	117	108	99
供給量	135	126	117	108	99

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対する相談や情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【第2期の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	800人日	750人日	700人日	650人日	600人日
実績	1,016人日	1,076人日	1,284人日	1,551人日	1,830人日

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

【第3期の見込み量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,900人日	1,850人日	1,800人日	1,750人日	1,700人日
供給量	1,900人日	1,850人日	1,800人日	1,750人日	1,700人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

④ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させるとともに、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。

【第2期の状況】

(人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,120	1,022	938	868	812
実績	813	860	667	561	438

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

【第3期の見込み量】

(人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	720	672	624	576	528
供給量	720	672	624	576	528

妊婦一般健康診査（16回分）の受診延べ人数

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、子育てに関する情報提供等を行うとともに、母の育児状況や養育環境等の把握を行い、適切な支援につなげます。

【第2期の状況】

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	80	73	67	62	58
実績	71	71	55	55	40

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	45	42	39	36	33
供給量	45	42	39	36	33

訪問延べ人数

⑥ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。男鹿市は実施しております。

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。男鹿市は実施しておりません。

⑧ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。男鹿市は実施しておりません。

⑨ 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント都市、かんけいきかんへのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。男鹿市は実施しておりません。

⑩ 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。男鹿市は実施しておりません。

⑪ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

【第2期の状況】

（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	3	3	3	3	3
供給量	0	0	0	0	0

【第3期の見込み量】

(人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	35	35	35	35	35
供給量	35	35	35	35	35

⑫ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の方が、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。

男鹿市では、令和6年度をもって事業終了となります。

【第2期の状況】

(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	6	6	6	6	6
実績	0	0	0	3	0

⑬ 一時預かり事業

就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・身体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応するため実施する事業です。

【第2期の状況】

（保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業）

(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	285	259	243	223	203
実績	205	318	106	226	249

（幼稚園型）

(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,200	1,099	994	912	819
実績	2,549	2,397	2,429	2,509	2,445

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

【第3期の見込み量】

（保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	250人日	220人日	220人日	220人日	220人日
提供体制	250人日	220人日	220人日	220人日	220人日
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

（幼稚園型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,620人日	2,600人日	2,550人日	2,500人日	2,450人日
提供体制	2,620人日	2,600人日	2,550人日	2,500人日	2,450人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑭ 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育園で早朝の延長と夕方の延長保育を実施しています。

■延長保育の範囲■

保育標準時間・短時間

実施施設	実施日	時間（早朝）
市内5施設	月から土曜日	午前7時30分～午前8時

保育短時間

実施施設	実施日	時間（延長）
市内5施設	月から土曜日	午後4時～午後7時

【第2期の状況】

（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	120	109	102	93	84
実績	169	224	213	217	270

注）早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

【第3期の見込み量】

（人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	220	220	220	220	220
供給量	220	220	220	220	220

注）18時以降の利用希望

⑮ 病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。市内では病後児保育事業を1か所で実施しています。

【第2期の状況】

(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	36	36	36	36	36
実績	56	52	101	42	74

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

【第3期の見込み量】

(人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	100	90	85	85	85
供給量	100	90	85	85	85

⑯ 放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室

放課後児童クラブは、保護者が日中就労等のために家庭にいない小学校就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室は、学校の空き教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として、学習、体験、交流活動などを行います。

放課後児童クラブと放課後子ども教室は、一体的な実施の推進を目指し、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。

■放課後児童クラブ

小学生児童を対象に、4か所で放課後児童クラブを開設しています。

名 称	開設場所	開所時間
船川児童クラブ	船川第一小学校内	平日：放課後～19時 土曜：7時半～18時半 長期休業日：7時半～19時
船越児童クラブA・B・C	旧船越保育園内	
脇本児童クラブ	脇本第一小学校内	
美里児童クラブ	美里小学校内	

【第2期の状況】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	196	64	190	62	177	58	173	57	160	53
	260		252		235		230		213	
実績	217		230		216		254		207	

注) 実人数

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	140	46	124	43	110	43	106	38	98	33
	186		167		153		144		131	
供給量	186		167		153		144		131	

注) 実人数

■放課後子ども教室

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	720	180	660	165	600	150	540	135	480	120
	900		825		750		675		600	
供給量	900		825		750		675		600	

注) 実人数

⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。男鹿市は実施しておりません。

⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。男鹿市は実施しておりません。

⑲ 産後ケア事業【新規】

出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。

【第2期の状況】

(人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	—	—	—	—	—
実績	3	6	9	17	10

※令和6年度の実績は令和6年12月末における年度末見込み

※令和2～6年度は「母子保健医療対策総合支援事業」として実施

【第3期の見込み量】

（人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
供給量	10	10	10	10	10

年間延べ利用回数

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等で定期的に預かる事業です。時間単位等で柔軟に対応できる新規事業で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。

【第3期の見込み量】

（人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	26	26	26	26
供給量	—	26	26	26	26

年間延べ利用回数

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

保護者の就労の有無に関わらない施設利用、0歳児から就学前までの一貫した教育・保育・子育て支援の観点から、利用ニーズと利用実績の推移を把握しながら、これからの教育・保育施設の体制等を検討します。

教育・保育の場は、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、すべての子育て家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

(2) 地域での教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、市が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本制度の運用について、「子育てのための施設等利用給付」の給付申請の際は、申請書の取りまとめ等にあたり利用施設と連携することで、主たる目的である、保護者の利便性や経済的負担の軽減等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、今後も、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行、利用者に対する当該制度の周知等、利用施設等と連携を図ります。

5 「放課後児童対策パッケージ」に基づく行動計画

(1) 「放課後児童対策パッケージ」の目的

これまで国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、すべての児童が放課後を安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、児童クラブと放課後子ども教室の「共通プログラム」を実施してきました。

令和5年度で「新・放課後子ども総合プラン」は最終年度でありましたが、目標の達成が困難な状況であり、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が課題となっていることから、こども家庭庁と文部科学省が連携し、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。

(2) 本市における現状と課題

学校や公共施設において、地域の人材を活用し、子どもたちへ様々な体験活動を提供し「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図ってきました。小学校に通う全ての子どもたちが安全・安心に過ごしつつ多様な体験・活動を行うことができるよう努めておりますが、放課後児童クラブを利用しており、かつ放課後子ども教室に通っている児童は全体の15%となっております。全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、保護者への周知や支援員との連携を強化し、校内交流型を中心として市町村の行動計画の整備を進めていきます。

(3) 行動計画

今後、多様化する各家庭のニーズに対応し、市内の児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体となり活動していく環境を整備するため、次のとおり、事業を実施していきます。

① 令和11年度までに達成されるべき目標事業量

現在、全ての小学校区で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しており、目標は達成しています。今後も放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めていきます。

	実績	目標事業量				
年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室	6校	4校	4校	4校	4校	4校
放課後児童クラブ	7カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所

※小学校の統合による減少

② 放課後子ども教室の実施計画

現在、全ての小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後も引き続き学校と地域の連携を図り、全ての小学校で実施します。

③ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携

学校区ごとに定期的な打合せの機会を設け、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の協働活動リーダーが連携し、児童の有意義安全確保に十分配慮して共通プログラムを実施します。

④ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、教室、校庭、体育館、地域活動室等の学校施設を利用して活動しています。今後も、学校施設の一時利用や余裕教室等を活用して、実施します。

⑤ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安全に活動に参加し、安心して過ごせるように適切に対応していきます。

6 その他の事項

(1) 産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項

産後・育児休業後の保育については、入所児童の環境をむやみに変えないよう、状況に応じた継続入所を実施しています。今後も、保護者が希望する時期から、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が可能となるよう、子育て支援センターや利用者支援事業により保育・教育施設の利用状況等の情報提供に努め、相談等に対応します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応として、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や市内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

(4) 児童虐待防止対策の推進

こども家庭センターを中心として関係機関と綿密な情報共有と連携を図り、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

第 6 章

計画の推進及び点検評価

第 6 章 計画の推進及び点検評価

1 計画の推進

(1) 市の推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

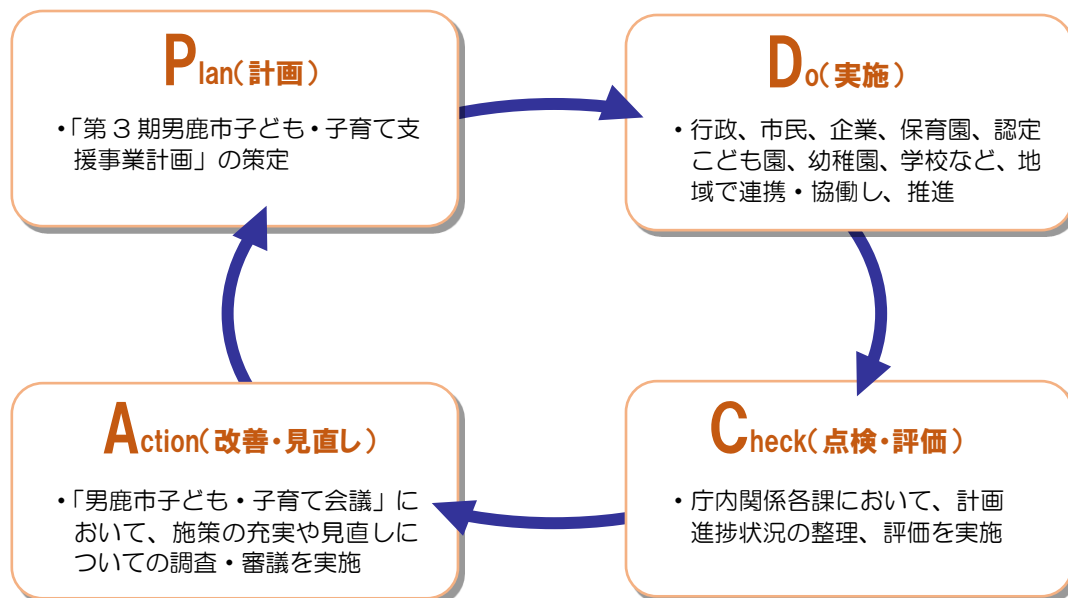
また、市民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「男鹿市子ども・子育て会議」において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

(2) 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

2 計画の点検評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりのなかで実施することが重要です。本市では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。



スタート

結婚～

もらう

結婚新生活支援事業補助金

最大 60 万円

不妊治療費助成

全額 or 一部上限有

風しん予防接種費用助成

全額

子育て世帯等住まいづくり応援事業

100 万円

妊娠～

手続

「妊娠届」を提出

要予約

- * 保健師、助産師と個別相談
- * 母子健康手帳、父子健康手帳を交付

サポート

電話相談・妊婦訪問

- * 保健師、助産師、臨床心理士、栄養士が指導・相談

妊婦教室「赤ちゃんのお世話教室」

- * ご夫婦・ご家族で参加

ママ・サポート119

- * 妊婦、男鹿市、消防署で情報共有し、緊急時に迅速な対応

もらう

妊婦健康診査費助成

上限有

妊婦さん応援給付金事業

出産～

手続

「出生届」を提出

- * 生後14日以内に提出

サポート

こんにちは赤ちゃん訪問

- * 生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を保健師、助産師等が訪問
- * 産後のお母さんの健康、育児相談
- * 必要とする事業の紹介や予防接種の説明

もらう

お誕生おめでとう祝金

10 万円

産後ケア利用料助成

一部自己負担有

ごみ袋負担軽減措置

大 120 枚 or 小 200 枚

新生児聴覚検査費助成

1か月児健康診査費助成

産婦健康診査費助成

母乳育児相談券助成

乳幼児～

サポート

乳幼児健康診査

- * 集団健診
- * 4・7・10か月、1歳6か月、3歳児、5歳児

2歳児歯科健康診査

幼児けんこう教室

- * 養育相談
- * 幼児の発達支援

子育て支援センター

無料

- * 「親子ひろば」の開催、育児相談
- * 子育てスペース「こっこルーム」

特別保育事業

- * 一時保育 1日 1,110 円
- * 休日保育 無料
- * 病後児保育 1日 1,300 円
- * 延長保育 最大 300 円

もらう

児童手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当

福祉医療給付事業(通称:マル福)

全額

予防接種費助成

全額 or 一部

フッ化物塗布券交付

在宅子育て支援給付金

要件有

子育てファミリー支援事業

要件有

上限 15,000 円

保育料無償化

所得制限なし

給食費無償化

所得制限なし

小学生～

サポート

放課後児童クラブ

月額 2,000 円

- * 小学校1年生～6年生
- * 遊びや生活の場を提供

もらう

給食費無償化

所得制限なし

就学援助

要件有

輝く未来へ

こども・子育て相談は

こども家庭センター

Tel:0185-27-8155